

予算委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年3月14日(金) 午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長 前島 広紀 君	副委員長 塩井川幸生 君
委員 平原 志保 君	委員 木野田 誠 君
〃 中村 満雄 君	〃 志摩 浩志 君
〃 厚地 覺 君	〃 新橋 実 君
〃 池田 守 君	〃 前川原正人 君
〃 時任 英寛 君	

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 宮本明彦君 議員 植山利博君

5 傍聴議員の主席は次のとおりである。

議員 松元 深君

6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	石塚 信也 君	選挙管理委員会G長	池之上 徳幸 君
監査委員事務局長	川路 和幸 君	監査 G 長	堂平 幸司 君
監査 G 主査	富田 正人 君	消防局長	塚田 修二 君
消防局次長	木佐貫 誠 君	警防課長	竹ノ内 優 君
予防課長	吉村 茂樹 君	情報司令課長	松元 達也 君
中央署長	喜聞 浩志 君	北消防署長	堀ノ内 剛 君
警防課主幹	西中園 章 君	総務課主幹	細山田 孝美 君
装備経理係長	立野 博 君	危険物係長	高木 純一 君
指令係長	神水流 崇 君	警防課主任	濱崎 勝幸 君
予防課主幹	児玉 良一 君	生活環境部長	塩川 剛 君
税務課長	谷口 信一 君	収納課長	徳田 忍 君
環境衛生課長	満留 寛 君	衛生施設課長	梅北 悟 君
保険年金課長	橋口 洋平 君	市民課長	松下 昭典 君
隼人市民課長	南郷 美抄江 君	市民サービスセンター店長	永重 博章 君
市民税 G 長	森 裕之 君	収納第1 G 長	上小園 拓也 君
収納第2 G 長	吉留 道幸 君	収納第3 G 長	萩元 隆彦 君
施設管理 G 長	出口 竜也 君	施設整備 G 長	楠元 聡 君
環境衛生課主幹兼 生活環境政策 G 長	林 康治 君	廃棄物対策 G 長	濱崎 利広 君
環境保全 G 長	徳 永 浩之 君	保険年金課長補佐兼 国民年金 G 長	岡元 みち子 君
国民健康保険 G 長	有村 和浩 君	人権擁護推進 G 長	馬場 昇 君
市民サービスセンター副店長	安田 律子 君	後期高齢者医療 G 長	野村 博昭 君
隼人権啓発センター副館長	堀之内 幸一 君	窓口 G 長	佐多 一郎 君
戸籍 G 長	嶋根 さと子 君	市民税 G サブリーダー	中村 和仁 君
生活環境政策 G 主査	堀ノ内 周作 君	環境保全 G 主査	山本 秀一 君

施設管理G主査	四本久君	廃棄物対策G主任主事	潤圭太君
環境保全G主事	徳重広平君	環境保全G主任主事	若松樹君
施設管理G主任技師	榎並勝君	会計管理部長	邊田政弘君
会計第1G長	山口由美君	会計第2G長	勝目八州江君
会計主任主事	篠田明美君		

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 村上 陽子 君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第21号 平成26年度霧島市一般会計予算について

議案第22号 平成26年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

議案第23号 平成26年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（前島広紀君）

昨日に引き続き、予算常任委員会を開会します。本日は、去る2月25日の本会議で付託されました議案16件のうち、3件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思います。

△ 議案第21号 平成26年度霧島市一般会計予算について

○委員長（前島広紀君）

それではまず、議案第21号、平成26年度霧島市一般会計予算について、選挙管理委員会関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（石塚信也君）

予算書5ページ、予算に関する説明書123ページ、予算説明資料（行政委員会）4ページからです。（款）総務費（項）選挙費（目）選挙管理委員会費2,771万円の特定財源2万1,000円は、県委託金です。歳出の内訳は、選挙管理委員会運営、人件費を含む事務局費等であります。同、（款）、（項）、（目）選挙啓発費66万7,000円は、選挙啓発ポスターの募集経費、新成人への選挙啓発等の経費であります。同、（款）、（項）、（目）土地改良区総代選挙費28万1,000円の特定財源28万1,000円は、雑入であります。歳出の内訳は、平成27年3月18日任期満了に伴う、十三塚原土地改良区総代選挙に要する費用であります。最後に、同、（款）、（項）、（目）県議会議員選挙費856万2,000円の特定財源856万2,000円は、県委託金856万2,000円であります。歳出の内訳は、平成27年4月29日任期満了に伴う鹿児島県議会議員選挙に要する費用であります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔なし〕という声あり〕

ないようですので、これで選挙管理委員会に関する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時02分」

「再 開 午前 9時03分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、監査委員事務局関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○監査委員事務局長（川路和幸君）

それでは、監査委員事務局所管に係る歳出予算についてご説明申し上げます。まず、「公平委員会費」であります。予算に関する説明書の117ページから118ページと、行政委員会の予算説明資料の3ページをお開きください。公平委員会運営事業費72万8,000円につきましては、職員からの給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置要求や不利益処分に関する不服申立てなどの審査等に係る経費のほか、公平委員会連合会の総会・研究会への出席に要する費用が主なものでございます。次に、「監査委員費」であります。予算に関する説明書の127ページから128ページと行政委員会の予算説明資料の6ページと6ページの1をお開きください。監査委員費3,731万5,000円につきましては、事務局職員4名の人件費のほか、各種監査業務等に係る経費でございます。主な予算としましては、委員3名分の報酬368万9,000円のほか、委員及び事務局職員の各種総会・研修会への出席等に係る旅費88万1,000円や全国都市監査委員会等への負担金11万3,000円を計上いたしております。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで監査委員事務局関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時05分」

「再 開 午前 9時16分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に消防局関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○消防局長（塚田修二君）

霧島市消防局では、市民の生命財産を火災から保護するとともに、自然災害等の被害軽減や災害発生等による傷病者の搬送を目的とする消防任務に徹し、消防本部及び2署・5分遣所181名体制で昼夜防災体制の確立を構築しているところです。東日本大震災から3年が経過し、死者、行方不明者1万8,000人を超えた未曾有の災害、今も避難生活を余儀され月日が流れても、愛する人を失った痛みは癒えない。故郷への思い、風化の懸念、進まぬ復興へのいら立ち、このような災害の現状を教訓に踏まえ消防行政も大きく変貌の時を迎えようとしております。今後想定される南海トラフ地震、首都直下地震、さらに地域に応じて想定される大規模な災害に対し、緊急消防援助隊の増隊・消防団の災害対応強化を始め装備の充実など、安全面の確保、初動体制活動の確立など、災害等の被害軽減が強化されたところです。市民の安心安全を守る防災機関として、不測の事態に備え、各防災機関と連携を密にし、災害に対する初動体制の充実を図り、スピーディーな防災活動を堅持してまいりたいと思います。さて、平成25年度の常備消防・非常備消防の車両更新等につきましては全て計画に基づき納車され運用開始しております。平成26年度は財政厳しい中、常備消防におきましては資料にて説明させていただきますが、大きな予算としてはしご車の更新、平成28年度から電波法改正に伴う消防救急デジタル無線化整備等、また非常備消防におきましては、詰所の建替え、小型ポンプ付き積載車・ポンプ車の7台を更新計上しております。それでは、平成26年度一般会計予算についての説明をいたしますので、審議のほうよろしくお願い致します。

○消防局次長（木佐貫誠君）

〔予算説明資料に基づき説明〕

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

最後に説明のありました消防の救急無線ですけれども、これは今はアナログで指令を出しているのですか。

○情報司令課長（松元達也君）

防災行政無線の整備された4地区につきましては現在防災行政無線を利用しておりますけれども、現在もアナログで、設置されていない3地区につきましては、モーターサイレンを利用して指令を鳴らしております。

○委員（木野田誠君）

私が今お伺いしているのは消防局から緊急指令を、例えば分遣所とかいろいろ流されるその無線の種類をお伺いしているのですけれども。

○情報司令課長（松元達也君）

現在もアナログ無線でございます。

○委員（新橋 実君）

幾つかちょっと質問したいんですけども、今回委託料で2億1,450万円みているわけですけれども、これについては、これに対応できる業者は何社ぐらいですか。入札でされるのかお伺いします。

○情報司令課長（松元達也君）

入札につきましては指名競争を考えておりますけれども、大体大きなメーカーが3社ありまして、NEC、富士通、沖電気の3社があります。

○委員（新橋 実君）

それは全国で3社しかいないということに理解していいんですか。

○情報司令課長（松元達也君）

大手が3社ありまして、ほかにも三、四社ございます。

○委員（新橋 実君）

大手は3社ですけれども、ほかにも三、四社あるということですが、大手の3社だけで入札される理由は何ですか。

○情報司令課長（松元達也君）

入札につきましては、今後市のほうに登録してある業者を見ながら決めたいと思っております。

○委員（新橋 実君）

ということは、今3社と言われたけども、まだ増える可能性もあるということ。霧島市の場合、ほかの委託事業については、1,000万円を超えるのは全部電子入札、一般競争入札でやっているわけですけれども、指名でされるということでしたけれども、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのですか。

○情報司令課長（松元達也君）

指名競争入札につきましては、現在特殊な機器でございますので、その辺りを踏まえながら進めてまいりたいと思います。

○委員（新橋 実君）

それについては分かりました。次にはしご付き消防自動車のほうですけれども、先日もNHKのテレビでやっていましたけれども、このはしご車を造っている業者というのは何社くらいあるのですか。

○消防局次長（木佐貫誠君）

はしご付消防自動車でございますけれども、全国では製造会社といたしましては、大体と申しますか、ほとんど3社でございます。

○委員（新橋 実君）

ということはこれも3社で指名競争入札ということで考えてよろしいですか。

○消防局次長（木佐貫誠君）

基本的には3者のほうに落ち着くかと思っております。

○委員（新橋 実君）

一般会計予算説明資料の4ページですけども、詰所浄化槽維持管理業務委託となっておりますけれ

ども、今霧島市内に詰所が何箇所あって、浄化槽になっている所は何箇所あるのですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

詰所につきましては76か所を上げております。浄化槽につきましては、霧島市管内におきまして委託契約という形で15か所ほど契約をいたしております。

○委員（新橋 実君）

やはり、今現在、もうほとんど水洗トイレ化しているわけですが、私の知る限り国分でも浄化槽になっている所はどれくらいあるか分からない状況もありますけれども、今、日々更新しながら詰所も造っていらっしゃるけれども、今造っている詰所については全て浄化槽になっているのかお伺いします。

○警防課長（竹ノ内優君）

議員のおっしゃるとおり新しい詰所についてはそのようになっております。

○委員（新橋 実君）

新しい詰所はそうですけど、今これも修繕とか書いてありますけれども、今後詰所を浄化槽に変える予定はあるのか。

○警防課長（竹ノ内優君）

そのような方向に進めたいと思いますけれども、場所によってはできないところもあつたりするというふうに考えますので、今後の検討課題として持っていきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

ぜひとも予算も掛かるでしょうけれども、下水道区域もあるわけですが、やはりそういう所はできるだけ水洗化して、詰所もできるだけ水洗化してほしいと思いますよ。やっぱり水洗化することによって衛生的にも大分良くなると思うし、団員も夜間に詰めたりすることもあるわけですので、そういったところで、くみ取りより水洗化にしていきたいと思いますので、これは要望しておきます。

○委員（前川原正人君）

二、三お聴きをしておきたいと思うのですが、まず平成26年度の審査になるわけですが、この3月退職者が数名いらっしゃると思うんですが、その退職者が退職されて、また26年度でまた新規という運びになってくると思うんですが、そのことによる消防署の充足率はどうに変化するのかお聴きをしておきたいと思います。

○消防局次長（木佐貫誠君）

平成25年度の退職者でございますけれども、これは定年退職者でございます1名でございます。それと今年度より市の機構といたしまして、いわゆる消防本部と市行政側との人事交流を今年度から計画いたしております、うち1名を本庁への出向といたします。その中で採用、新年度26年度の採用は2名となりまして、したがって、市出向分は除く条例定数181名体制でまいりますので充足率は60.5%でございます。

○委員（前川原正人君）

60.5%というのが、最低でも全国的なその充足率というのは大体70%を目指しなさいというのが大体そういう方向性なのですが、今回の新年度予算を作成する段階で、そういう議論などはなかったのか、どうだったのかお聴きをしておきたいと思います。

○消防局次長（木佐貫誠君）

定数につきましては、市の定員管理の条例に基づきまして181名と規定されております。その中で充足率につきましては前川原委員がおっしゃったとおり、全国を例えますと70%台でございますけれども、鹿児島県内を例にいたしますと、平均60%台でございます。したがって当霧島市消防局が充足率は数字でいけば60.5%でまだまだかと思っておりますけれども、始良・伊佐地域あたりで見てもトップの方ではございます。県の平均も少しは上回っている状況でございますが、市の定員管理計画、それと行財政改革の中で、平成28年度までは人員定員管理改革の中でも消防は平成23年月1日

に救急隊増大に伴います5名の増員も既にさせていただきました。後の増員計画につきましては、このままの状況で推移を見守るということでございましたので、そういう点も考慮しまして、現在は出向はいたしますけれども欠にはなりません。その中で、完全なる充足の中で181名体制でいくところでございます。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料2ページの中で、負担金補助及び交付金で（ドクターヘリ負担金）ほかというふうになっているんですが、ドクターヘリの要請というのが市内でも結構あると思うんですが、この負担金の積算根拠ですね、数値があってそれに対して均等割とか人口割とかいうことであるのかですね、その積算根拠は何なのかお聴きしておきます。

○消防局次長（木佐貫誠君）

これにつきましては鹿児島県のドクターヘリ運行委員会がございます。その中で当初発足する当時3,200円という規定の金額が出されております。その中でドクターヘリ運用に際しましては、当時ドクターヘリに関する救急案件が何件ぐらいあるかということで、当初は67件でございましたが、推移を見てみますと、今日現在までという形になりますけれども、3月の半ばでございまして、平成25年度につきましては41件の要請でございまして、予算計上につきましては60件といたしております。

○委員（前川原正人君）

もう一点は先ほどの説明の中で、常備消防車両更新事業ということで、現在消防署に配置しているはしご付消防自動車1台を更新するということになるんですが、これはもう全て100%、今あるものを更新して、例えば廃車にするのか、それともまた新しく購入した後の既存の部分については、また再利用をどこかでするのか、その辺はどういうような対応になるのかお聴きをしておきたいと思います。

○消防局次長（木佐貫誠君）

今年度、更新予定の中央消防署はしご付消防自動車でございますけれども、車両本体につきましては廃棄処分といたします。しかしながら資機材・装備等につきましては再利用・利活用できるものはそれをそのまま使用するということになります。

○委員（新橋 実君）

消防水利整備事業で今回の横川山間部へ簡易型の10t槽の設置となっているわけですが、これ10tと言った場合、消防車が実際使えば何分くらいで水は無くなるのか、また、ここの所にはまだそういった消火栓も多分ないと思うんですが、実際この10tだけで対応できるのですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

10t槽につきましては時間で約7分ないし、長時間使いまして、今ポンプ車の性能も良くなってきておりますので、高压放水という形で15分くらいは放水は可能と思います。その間に近くの水利から中継放水という形で消防隊の方で対応するというふうを考えております。

○委員（新橋 実君）

場所も決まっていると思うんですが、この近くの水利からということでございますけれども、今のこの場所はそこからどれくらい離れているのですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

まだその距離というのは計っておりません。

○委員（新橋 実君）

やはり山間部ということで山火事を想定されているのか住宅火災を想定されているのか。その辺はどうなんですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

住宅火災あるいは山林火災等を想定しております。

○委員（新橋 実君）

場所が狭くて10 tなのかよく分かりませんが、かねて設置されている防火水槽、一般的に設置されているのは何 t ですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

40 t です

○委員（新橋 実君）

40 t であればそれぐらいの設置が必要でないかと私は必要ではないかと思うのですが、その辺についてなぜ10 t になったのですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

その40 t から10 t という意味は造る場所・土地、あるいは貯水槽を設置する時に、今、業者の既存の貯水槽を使いますので20 t ぐらいのクレーン車が入る道路でないと設置ができないということと、土地の広さ、これを掘り返すにしても7 m から15 m ぐらいの土地が必要ということで、今もその調査を進めて有効な土地に設置しようというふうには考えております。

○委員（新橋 実君）

やはり安心・安全な消防活動をするためにも、しっかりとそれが対応できるような土地を見つけて、場所が狭ければその隣接地でも購入して、それに対応できるような形にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○消防局長（塚田修二君）

新橋議員のその貯水槽の件ですけれども、追加的な話ですけれども、その地域の世帯戸数とかそういったものを含めた中での貯水槽の t 数も吟味した中での設置でございます。

○委員（新橋 実君）

山林も視野に入れるのであればせめて40 t ぐらい設置していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○委員（木野田誠君）

関連で質問させていただきます。私も同じ質問をしようかと思ったんですが、10 t 槽では私も小さいのではないかなというふうな考えを持っております。竹ノ内警防課長のほうで先ほど答弁がありましたけれども、長くて15分くらいはもつと、その15分もつ間に消防団員なり、あるいは他のこれは横川ですから、横川の分遣所が最初に行かれるわけでしょうけれども、その間に北署なり中央署から支援に来られる間に、その15分で10 t 槽がなくなるとすればそれ以前に川なり、どこかの水利から水を供給しなくちゃいけないわけですけれども、この15分の間で果たして消火ができるんですか。私はこの前の火災も詰所の10 t 槽がなくなりました。幸い無くなる前に道路の真ん中に消火栓が立っていましたからそちらのほうの供給で間に合いましたけれども、最終的には空っぽになっていったわけですけれども、やはりせめて造られるのであれば、これは火災現場は1件であろうと2件であろうと同じですから、この前なども3時間半くらい放水でしたかね。住宅火災にしては私も長い放水だったなと思っておりますのでけれども、その辺を考えるとやはり、ここは10 t 槽ではなくてせつかく造られるのであればせめて20 t 槽を造っていただけたらなというふうに思っております。

○警防課長（竹ノ内優君）

今の木野田議員の質問に対しましては検討させていただきたいと思っております。

○委員（中村満雄君）

はしご付消防自動車のことですが、今回導入予定のはしご付消防自動車か何は高さがどれぐらいかということと、霧島市内における高層住宅の一番高い所、そこに当然届くということを想定していらっしゃるでしょうけれども、今後の住宅の高層化とかそういったことも加味して余裕があるのかとか、そこら辺もちょっと教えてください。

○消防局次長（木佐貫誠君）

今ある中央消防署のはしご付消防自動車は40 m でございます。そして今回更新予定をいたしてお

りますのも40mでございます。それと御質問の管内に何棟くらいあるのかということでございますが、中高層建物、いわゆる4階以上でございますけれども、現在のところ450棟でございます。その中で最上階の高さは何階かという御質問でございましたが、霧島市内におきましては14階でございます。しかしながら階数イコール高さ、メートルではございません。その中で40m以上ある建物があるので40m級のはしご車でいいのかという御提言になると思いますけれども、これは例えば20mであろうともはしご車の40mが使えない状況も発生いたします。その中で高層建築物及び一般防火対象物、4階以上でございますけれども、このような対象物につきましては階数・高さだけではなく、建築基準法、建基法又は消防法でもそうですけれども、高さ制限又は住居地域・商業地域という制限がございますので、高さ的には何階が建っても致し方ないところですけども、あとはその建築物に対しましては先ほど申しました建基法並びに消防法による消防用設備・避難設備・消火設備・警報設備、そのようなものを活用し、消防隊が活用しに支障のないように運用できるような区画整備とかそのようなものも規制がかかってまいります。ですので、現時点でも40mで計画をいたしております。

○委員（中村満雄君）

40mで最上階に届くか、例えば最上階からの救出とかそういったものは可能であるかとか、そういったことも含めてもう一回お願いします。

○消防局次長（木佐貫誠君）

何も周りに障害物がなければ40mまでは可能でございます。

○委員（中村満雄君）

救急救命士育成事業ということで予算化されておりますが、現在の消防局に救急救命士の資格をお持ちの方はどれくらいいらっしゃるのですか。

○消防局次長（木佐貫誠君）

現在消防局では45名の資格者が在籍いたしております。

○委員（中村満雄君）

もう1点、婦人防火協力隊ということで非常に小さい予算が計上されているんですが、2か所この婦人防火協力会運営事業ともう一つ女性防火クラブ運営事業、この事業についてもう少し詳しく教えてくださいませんか。

○予防課長（吉村茂樹君）

4万4,000円のほうですけども、婦人防火協力会連絡協議会と申しまして、これは霧島市全体が対象の組織でございます。総勢1,200名あまりの方々が防火に関する活動をされておりますけれども、現在は主に役員の方々におきまして出初式への参加やあるいは県であります研修会等への参加、それから防災フェスタ等への参加を頂いているところでございます。

○警防課長（竹ノ内優君）

引き続きまして女性防火クラブの運営につきましてですけども、警防課のほうで担当しております、これにつきましては国分市の消防団の後援団体ということで16団体ございまして、年末警戒等の消防団の後方支援という形で協力をいただいております。そのほかにもまた出初式にも参加していただいております。

○委員（中村満雄君）

失礼な言い方かもしれませんが、この婦人の方が防火に協力する、いろんな啓蒙活動とかそういったことになろうかと思いますが、4万1,000円という予算で何ができるのかなど。もしこういった事業を積極的に進めるのであればこの10倍くらいあっても足りるんですかと、そういった気持ちがあるのですがいかがですか。

○予防課長（吉村茂樹君）

非常にありがたいお言葉でございますけれども、婦人防火協力会連絡協議会につきましては、会員の皆様方を一堂に介していろんな活動をしているという状況が現在見えない部分もありますけれ

ども、それぞれの旧市・町、七つの地域からおいでいただいております役員の方々を中心に研修があったりということを行い、また、火災予防広報等と、それから役員の方の会長名等による防火書道展であったり、防火ポスター展であったり、そういった物の商品といった物に充てているところがございます。

○委員（中村満雄君）

事業目的とかそういったものは理解するのですが、効果のあるような事業にするにはそれなりの予算がないとできるはずがないと。こんなおざなりみたいな項目で挙げていらっしゃるって本当に消防局としてこんな事業を活用する意識があるのかと、そういったのを疑いたい。逆にこんな4万4,000円ですか、それで本当に効果や何らかの成果があるとお思いですか。

○予防課長（吉村茂樹君）

現在は大分それぞれの市民に浸透した部分がございますけれども、住宅用の火災警報器、そういったものに対する呼び掛け等を街頭や防災フェスタの場で行っていただいたり、今ございませんけれども、以前は婦人の方々に集まっていたいて今はないバケツ法とか、そういったものを過去やっていたいただいた経緯から考えますと十分にあったのではないかと考えます。

○委員（木野田誠君）

予算説明資料の4ページで、私どもも消防団員の報酬は頂いているのですけれども、この中に出動のときに消防団員福利厚生費というのが書いてありますけれども、この福利厚生費は例えばどういうものが入っているのか教えていただきたいと思えます。

○警防課長（竹ノ内優君）

この福利厚生費につきましては公務災害補償制度、それから退職報償金、それから福祉共済制度、火災共済制度というところに市のほうから掛金として掛けています。

○委員（木野田誠君）

後ろのほうに消防団員等公務災害補償費というのがありましたので、この福利厚生費のというのは別なものかと思ひまして質問させていただきましたが別ではないのですね。

○警防課長（竹ノ内優君）

消防団員等のけがとかそういうものに対応させていただいております。

○委員（時任英寛君）

常備消防・非常備消防、車両更新がございます。まずこのはしご付消防自動車の更新については予算編成上特殊要因になっていますか。それとも資金計画というか整備計画の中で定められたものであったでしょうか。

○消防局次長（木佐貫誠君）

はしご付消防自動車もそうですが、他の車両もそうですけれども更新基準に基づいての更新を計画いたしているところがございます。

○委員（時任英寛君）

はしご付消防自動車も含めてでございます常備消防と非常備消防の更新基準というのがございまして稼働年数・走行距離等ございますけれども、それをお知らせいただきたいと思えます。

○消防局次長（木佐貫誠君）

消防自動車にはいろいろな形の消防自動車、または救急車、緊急自動車がございます。その中でポンプ車、並びにタンク車、いわゆる水槽付き消防ポンプ自動車でございますが、これにつきましては更新基準を13年といたしております。それと救助工作車というのがございますが、これにつきましては更新基準は15年、救急自動車につきましては8年経過、かつ12万km以上とさせていただいているところがございます。その他の車両につきましては基準的には15年でございますが、それは一般車両も含めますので、そのときの程度に応じた懸案事項ではございます。

○警防課長（竹ノ内優君）

消防団車両につきましては22年を目途にしております。

○委員（時任英寛君）

これは走行距離は関係なく22年と理解してよろしいですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

そのとおりです。

○委員（時任英寛君）

まず、ポンプ車、タンク車、非常備消防の場合は積載車というのではないわけですが、ポンプ車でも、消防団車両におきましても積載車とポンプ車と走行距離が同じであっても、または積載車よりポンプ車が走行距離が下回っていても積載車の場合は小型ポンプを別積みでやっておりますので、放水のときは積載車両のエンジンはかかっていないという状況でございます。ただ、ポンプ車の場合は水を送っていきますのでポンプ車の場合はエンジンが稼働いたしております。したがって走行距離は短いけれどもエンジンには相当な負荷がかかっているということも御認識をさせていただきたいと思うし、常備消防においてもそうです。救急車からしますとポンプ車・タンク車は走行距離はさほど伸びないと思いますが、先ほど13年の更新基準がございましたが、単に走行距離だけを見ずに、やはりエンジンへの負荷というのも十分考えられた整備計画を立てられるべきと思いますが、これはいかがでしょうか。

○委員（時任英寛君）

消防ポンプ自動車は、今お話のあったとおり長時間の連続運転、高層回転が強いられます。よってそれに耐えられるポンプ性能を引き出すためにも以前は10年を基準としていたところを車両の程度が良くなったということで13年には延ばさせていただいたところがございますが、しかしながら高速運転、急加速・急発進といえますか、すぐにエンジンをかけて出動するということと非常にエンジンは回って、ポンプもまわっている関係上、消耗は激しいところがございます。よって今までの車両の機材・部品とかそういうものを考えまして、13年が妥当ということで現在更新をいたしているところでございます。

○委員（時任英寛君）

いずれにいたしても途中で止まってしまうと困る車両を全てお持ちでございますので、そのあたりはしっかりと財政上の問題もありますでしょうけれども協議をさせていただきたいと思います。それから救急車、これについてお伺いいたしますけれども、今非常に救急車も高規格になりまして、コンパクトになった上に性能もよくなってございますが、この救急車はハイブリットというのがあるのでしょうか。

○消防局次長（木佐貫誠君）

今、車両は非常にハイブリッド車が出ておりますけれども、私どもが救急車を導入する際のメーカーからの取り寄せたものにつきましては、現時点ではハイブリット車はちょっと見当たらないところでございます。

○委員（時任英寛君）

やはり緊急出動等、要は燃料費を削減しなさいということではないのですけれども、やはりそういうものがあれば、環境ともも考えていく必要もあろうし、それから経費的な部分も考えていって活動に支障があればこれはまた別な話になってまいりますけれども、ハイブリッドという観点からも今後、特に救急出動というのは件数が多いので検討を求めておきたいと思います。

○消防局次長（木佐貫誠君）

ただいまの御提言、他の車両につきましてもそのようなものを考慮しながら今後は計画の中に入れていきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料6ページの中で、消防救急デジタル無線設備等整備事業、これは総合計画の実施計画書に基づいて今回予算計上ということになるのですが、これが先ほど説明の中でおっしゃったように平成28年5月31日をもって、今現在使っている無線が期限切れになるということが大きな理由

だと思っておりますが、これはその平成28年度ということは年次的に28年度まで予算を計上して、改修若しくは設置を改善していくという理解でよろしいですか。

○装備経理係長（立野 博君）

デジタル無線設備等整備事業につきましては平成26年度から平成27年度の2か年にかけて行う予定でございます。予算計上してありますように平成26年は2億1,450万円、平成27年度につきましては3億9,850万円の予定でございます。

○委員（前川原正人君）

ということは、今回の2億1,450万円と、プラス翌年度3億9,850万円かけるということですので、大体6億くらいの全体の改修費、それに小さい諸々の付帯工事というのでしょうか。部屋の改修とかそういうのもやはり出てくるということで想定をされているのでしょうか。

○情報司令課長（松元達也君）

デジタルの整備につきましては新規になりますけれども、指令台の改修も含めておりますので、これにつきましては現在あるものは利用できるものは利用しながら進めてまいりたいと思います。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は住宅用の火災の警報器の啓発活動というのも消防署のほうでされているとは思いますが、この平成24年度の決算を見てみると平成23年6月1日から義務化されて、この根拠というのが警報機が設置をされていない家庭の場合は火災保険に加入をしても保険がなかなか出にくいとかそういうのも聞いたこともあるんですが、平成23年度の決算書の実績でいうと74.5%、平成24年度が78%ということで、少々4.5%ほど決算の状況では上がっているのですけれども、平成26年度の当初予算の中で火災報知器のいわゆる目標値というのですかね、どれだけ啓発活動をやって火災報知器の普及を上げるかというのがあるのかどうなのかお聞きをしておきたいと思います。

○予防課長（吉村茂樹君）

住宅用の火災警報器は全ての住宅に設置をするということでございますので、最終目標は100%であろうというふうに思っております。しかしながら平成25年6月1日現在で霧島市におきましては83%という数字を掲げております。現在も職員が個別に訪問しながら推進を進めているところでございます。

○委員（前川原正人君）

今までの流れでいくと83%ということで普及率は上がってきているというのは今の数字で理解ができるわけですが、例えば年度ごとの目標値、100%に越したことはないのですけれども、例えば今年度はこれだけ上げようというそういう目標値というのを消防局のほうでも持っていらっしゃるのでしょうか。

○予防課長（吉村茂樹君）

全戸を回りまして、それぞれのお宅に呼び掛けが終わっておりませんので、今後3年を目途にということで予防課のほうからは現場のほうへ指示を出しております。ただし、今年度は何%に上げよう、来年度は何%に上げようという数字までは持っておりません。

○委員（時任英寛君）

予防課長にお伺いいたします。昨年末市街地で火災が発生いたしまして、大規模な火災となりました。そこで当然消防法による立入検査を予防課のほうで行われるわけですが、様々な指導をされるわけですが、この指導に遵守していかないというか、それを改善しようとしなくていいことに対する罰則というのはあるのでしょうか。

○予防課長（吉村茂樹君）

今お話がありましたように昨年の末に屋台村霧島焼酎横丁が全焼する大きな火災がございました。この屋台村につきましては、消防もいろいろ指導しておきながら消防法の大きな欠陥はなかったと考えています。今仰せのように霧島市内には数千戸の防火対象物、消防が管理をする対象物がございまして、全てが消防法を遵守しているかということとそうではございません。そういった中でいろいろ

ろ指示等を与えながらやりますけれども、なかなか改善の進まない所もあるようでございます。それぞれ消防法令には違反をしますと罰則規定がございます。

○委員（時任英寛君）

やはり明確に罰則を与えることをしなければ改善が進まない、このように認識をいたします。昨年末の火災においても、度重なる消防の指導が入りながらも改善が見られなかったというのがやはり大きな原因じゃなかろうかという話も出ております。あと建築基準法との兼ね合いも出てくると思います。やはりそこ辺りをしっかりと連携して、違法な物につきましては特に不特定多数の方がお見えになられる施設については、今後とも強化をお願い致しておきたいと思っております。

○委員（池田 守君）

消防の広域化でお聞きしたいんですけども、三、四年前でしたか、始良・伊佐地域の広域問題があったんですが、そのときに広域化をしないということで、それぞれでやっていくということになったんですけども、そのときの終わりのときに始良市消防局、それと伊佐・湧水一部事務組合との間で、お互いに隣接しておりますので、その間で救急のときにお互いの助け合いをしようという話し合いで終わったんですけども、その後そういった協議がなされておりますか。

○消防局次長（木佐貫誠君）

各自治体の財源がないということで装備については非常に苦慮していると。よって広域化が進められないということでの回答でございました。その後伊佐市・湧水町、それと今は始良市消防本部になっておりますが、その後もいろいろな隣接消防本部との応援協定、並びに消防救急応援協定、それと鹿児島県の消防相互応援協定に基づく協力体制を更なる確認として構築を今もしているところございます。

○委員（池田 守君）

協定を結ばれているということでしたけど、今までそういったお互いの相互協力という事例がありましたか。

○消防局次長（木佐貫誠君）

幸いにもそのような事例は発生いたしておりません。ただ、いろんな利活用の問題も含めまして、今池田委員がおっしゃったとおり今後はそのような本部からの要請があるのではないかと考えております。

○副委員長（塩井川幸生君）

平成25年の話ですけども、雨具を支給するという話がありましたけれども、今回の予算書を見ても載っていないみたいなのですが、その話は流れたのでしょうか。

○警防課長（竹ノ内優君）

消防団の雨具というふうに理解しておりますけれども、それにつきましては平成26年度の予算で購入する予定でおります。消防団の雨具につきましては消防団運営事業費の中で購入予定でございます。

○委員（木野田誠君）

旧市・町の隣接、例えば霧島と国分、霧島と牧園というようなふうに隣接地で火災が発生した場合、例えば牧園としましょう。牧園で火災があった場合、私は霧島の消防団、それで私は隣接地の火災を知ったと。これについて私が霧島から個人的に出動した場合は、これは出動手当は付かないということですね。例えば私が隣接地の火災に走って行って事故にあった場合、この災害補償は適応されるのか。出動手当は付かないのかどうか。それから災害の補償はされるのか・されないのかお伺いします。

○警防課長（竹ノ内優君）

消防団の出動につきましては以前団の幹部会のほうで、近隣の場合は出動をお願いしますという団長命がありました。それと、もし事故に遭われた時にはその現場で活動されておりますので、公務災害の対象になると思っております。

○委員（木野田誠君）

団長命があれば、それはもう当然付くというのは分かるんですけども、団長命がなくて、個人的な判断で行った場合のことをお伺いしているんですけども。

○消防局長（塚田修二君）

当然消防団員でありますので、そういう活動をしたら報償費は付くとなります。

○消防局次長（木佐貫誠君）

ただいまの消防団員が火災を発見したときのお話でございましたが、消防団員であろうと、消防職員であろうと、市民であろうと何人も火災を発見したものは常に通報も消火義務がございます。その中で先ほど来いろいろな意見が出ておりましたが、これも消防団の幹部会あたりでも確認をさせていただくとところで協議もさせていただくとところでございますけれども、一つの一組織の人間として、消防団の装備、ヘルメット、活動服、それに準じた姿の中で主として消火活動・救助活動をする分については後の判断でございますけれども、団長が認めたものとして、それは常に消防隊員の応援であったということになりますけれども、ただ、けがをしたときには一般市民であろうと公務災害等補償制度が適応されます。それにつながりまして、消防団員であったけれども隣の火事だったから行かなかったということではなくて、消火活動に協力をしていただければ、もしけが等なされた場合にはそれが適応されるかと思えます。しかしながら、今の答えを私がここで言うわけにはまいりませんので、消防団の幹部会あたりでも再度協議・確認をさせていただきたいと思えます。

○委員（厚地 覺君）

執行部の説明の小型動力ポンプ付積載車4台、これは5台じゃないのですか。単価が違ってくると思いますけれど。

○警防課長（竹ノ内優君）

厚地委員の言われたとおり5台でございました。

○委員（中村満雄君）

今朝の新聞などで載っていましたが、川内原発の再稼動が間近なようです。伊東知事もそれを容認するという方向です。そこで伺いたいんですが、まだ、その川内原発で万一のことがあった時の避難とかそういったものに関して煮詰まっていないようですが、当然向こうで何らかの災害があった場合にはこちらのほうへの避難とかそういったことも想定されます。そのときの例えば薩摩川内市との協議とか霧島市独自で例えば、どの道路とかそういったものが使われるべきだとか、そういったことに関する検討、いわゆる危機管理ということでの検討とかはなされていますか。

○警防課長（竹ノ内優君）

その放射能関係につきましては、薩摩川内市のほうから私たち消防局の方ではなくて、安心安全課のほうに行かれたというふうに思います。

○委員（中村満雄君）

ということはその情報は消防局のほうには届いていないということですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

詳細な情報は頂いてはおりませんけれども、その折に霧島市消防局に顔を出して話はされておりました。

○委員（中村満雄君）

現状は分かりましたけれども最終的には何らかの避難とかそういったことをやるときには消防・警察そういった所が積極的に関わる必要があるかと、あるはずですが。そういった意味では今後とも薩摩川内市とかいちき串木野市ですか、ああいった市町村との協議とかそういったのはされますか。

○警防課長（竹ノ内優君）

その件につきましてはやはり窓口が安心安全課だと思いますので、そちらの方とまた協議を進めていきたいというふうに考えています。

○委員外委員（植山利博君）

1点確認をさせていただきたいのですけれども、はしご付消防自動車の購入予算が揭示をされております。保険料まで入れて2億23万7,000円になっているのですけれども、これは、これから入札をされるということだろうと思うのですけれども、あくまでも予定価格という位置付けだろうと、こういう品物の性格から、予定価格を事前に公表するという、結果としてはそういう形になるんでしょうけれども、何社かで入札をされた場合に、例えば、現実的にはモデルになるようなものがあるって、定価が各社あって、その中から予算要求のために揭示をされているわけですが、現実には入札をされた場合に、例えば、その最低制限が設けられるのか、上の場合はどうなるのか、その辺はどういう考え方なのか少しお示しをいただけますか。

○消防局次長（木佐貫誠君）

はしご付消防自動車につきましては各種多様、いわゆるメートルもそうですが、そのはしごが同じ長さでありましていろいろな形のものでございます。今植山委員の御指摘のとおり、そのまちに合った、どのような車両が必要なのかということで検討いたしました。それは当然、各自治体並びに業者からの情報提供、そしてインターネット等でもそうでございますけれども、そういったもろもろの中での車両価格、それは機材装備の積載でも若干変わってまいりますけれども、従来、昨年、一昨年、北消防署のはしご車も導入しておりますので、そういったものをベースにいろいろな予定価格等を設定して今回提示いたしましたところでございます。最低制限価格というのは特に設けておりませんが、それはあくまでも従来の実績に基づく価格の調査、並びに積載品・装備品を除いたもの等で変わってまいりますので、あえて最低価格というのは設けておりません。今までの実績に基づくものだということでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで消防局関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時28分」

「再開 午前10時45分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に生活環境部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○生活環境部長（塩川 剛君）

議案第21号、平成26年度霧島市一般会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。まず、生活環境部において所管する全体予算額につきましては、総額55億4,320万8,000円であり、一般会計当初予算総額546億2,000万円に占める割合は10.15%で、前年度に対し、9億5,904万5,000円の減額、14.75%の減となっており、一般廃棄物管理型最終処分場建設事業に係る工事請負費の減額が主な要因であります。総務費の戸籍住民基本台帳費につきましては、9,822万3,000円を計上し、前年度比で271万1,000円の減となっております。主な経費として、戸籍法、住民基本台帳法、印鑑条例等に基づく届出等による事務処理や各種証明書発行等に要する経費など、市民課及び市民サービスセンター所管の事務経費を計上しております。次に民生費のうち、保険年金課及び市民課所管の事業経費につきましては、32億3,129万2,000円を計上しており、前年度比203万6,000円の増となっております。国民年金につきましては、法定受託事務である各種申請の受理や資格に関する事務をはじめ、市民からの相談など適切に窓口業務を行うための事務経費を計上しており、今後も迅速で親切丁寧な市民への対応に努めてまいります。国民健康保険につきましては、低所得者に対する保険税軽減相当額に充てるための保険基盤安定繰出金や財政安定化支援事業繰出金をはじめ、人間ドック助成や特定健康診査などの保健事業等のために繰出金を計上し、安定的な国保運営に努めて

まいりたいと考えております。後期高齢者医療事務に関しましては、当該医療制度における療養費給付費の本市負担金をはじめ、鹿児島県後期高齢者医療広域連合会への負担金及び本市の後期高齢者医療特別会計への繰出金などを計上し、円滑な制度運営を推進してまいりたいと考えております。また、人権擁護推進費につきましては、人権が尊重されるまちづくりを進めていくため、市民の皆様方が参加しやすい人権学習の一環として「ハンセン病患者に対する人権侵害問題」を重点テーマに「じんけんフェスタ」を開催することとしております。次に、衛生費につきましては、環境衛生課及び衛生施設課所管分として、前年度比9億5,837万円減の22億1,369万3,000円を計上しております。環境衛生費におきましては、公共用水域の水質保全対策として実施しております、合併処理浄化槽設置整備事業につきまして、平成24年度から福山町牧之原地区を「生活排水対策重点地域」に指定するなど、引き続き、単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽への切り替えを普及・啓発し、設置促進に取り組んでまいります。10万本植林プロジェクト事業につきましては、地域本来の植生である照葉樹の再生や地球温暖化対策など総合的な環境対策に繋がっていく活動と考えており、引き続き、市民や事業者、団体等と行政が一体となって事業推進を図ることとしております。海岸漂着物対策推進事業につきましては、本市海岸の良好な景観、環境の保全を図るため、平成25年度に引き続き、海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制事業を実施してまいります。衛生確保対策事業につきましては、平成25年8月に国分上之段地区の一部地域において、本市では初めて生息が確認された、台湾原産の外来生物「ヤンバルトサカヤスデ」の駆除を行い、市内各地への更なるまん延を防止するなど、衛生上好ましい生活環境の確保を図ってまいります。水辺の環境保全と地域美化活動の推進を図ることを目的として、行政と市民活動団体等が協働で河川景観の保全のために実施しております河川景観保全アダプト（里親）制度推進事業につきましては、登録団体の増加や実施面積の拡大に取り組んでまいります。次に、清掃費におきましては、更なるごみ減量化を図り循環型社会の形成を進めるため、ごみの分別・再資源化及び適正処理に取り組んでまいります。生ごみ分別リサイクル試行事業につきましては、生ごみを家庭で自己処理できない世帯が多い国分・隼人地区の一部に限定して引き続き実施し、事業参加世帯の拡大を図るとともに、総合的な分析を進めながら、事業を展開してまいります。また、敷根清掃センターから排出される飛灰固化物につきましては、現在整備中の一般廃棄物管理型最終処分場及び再資源化を図るための山元還元処理施設への搬出を併用することにより処理を行う予定であります。し尿処理施設につきましては、牧園・横川地区し尿処理場が平成24年7月から、南部し尿処理場は昨年4月から指定管理者に委託しており、現在、順調な管理運営がなされているところであります。以上が概要であります。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○環境衛生課長（満留 寛君）

[予算説明資料に基づき説明]

○市民課長（松下昭典君）

[予算説明資料に基づき説明]

○保険年金課長（橋口洋平君）

[予算説明資料に基づき説明]

○衛生施設課長（梅北 悟君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（中村満雄君）

説明の中で、照葉樹の再生を進めているとの説明がありましたけれども、実は霧島木質バイオマス発電事業というのが推進されることになりまして、霧島市内、若しくはその近辺の山からいろんな木材が伐り出されるわけですけれども、現実にその森林伐採が行われた後の植林率は非常に低い

と。ということで実は嘉例川でも結果として放置したから、原生林に戻って今は安全だと。そういったことがあるわけですが、もちろん森林させるということでスギとかヒノキを植える事業と、その照葉樹ですか、これのその再生の事業とその整合性というのは、こちらの部では照葉樹を植えよう、林務水産課の方では、材木を植えようとそういったことで動いていると思うのですが、その辺の整合性、霧島市として森林伐採の後は放置してもいいとか、その辺のところに関する見解を聞かせてください。

○環境衛生課長(満留 寛君)

環境衛生課の所管として行っております10万本植林プロジェクト事業につきましては、現在、植林されていない空き地等そういった部分について、10年間で10万本、照葉樹を植林していく事業でございます。木質バイオマスのほうで間伐された所へのスギ・ヒノキ等の植栽をしていく、そういった事業とは違う性格のものでございます。

○委員(中村満雄君)

そうですね、部局によって山をどうするかということに関するその整合性とか、そういったものがなかなか感じられない、霧島の山をどうするのだろうかということ、これは市としてどう考えがあるのですかとかそういったことを基本的にどうするかということを考えていただかないといけない。そういった意味で、先ほど申しあげました林務水産部との山をどうするの、生活環境部のほうでは、照葉樹を広めるべきだ、ところが向こうの方は、いわゆるスギの木を植えるべきだ、でもスギ・ヒノキを植えなさいと指導してもなかなかそれが実現できていないと、そういった実情があるわけですが、そういったことに関しまして、その部局間での話し合いをされるおつもりはないですか。

○環境衛生課長(満留 寛君)

環境衛生課の方で取り組んでおります10万本植林プロジェクト事業につきましては、目的が霧島地域本来の植生による森林の再生、多数の市民や企業団体の参加による地球温暖化対策や自然環境の保全・再生についての環境学習を主な目的といたしているところでございまして、農林水産部のほうで今事業が計画されております木質バイオマスの関係につきましては、直接10万本植林プロジェクト事業と関連するところは特になのかというふうには思っておりますが、今後、必要な部分においては、農林水産部のほうとも協議をしながら研究していきたいと考えております。

○委員(平原志保君)

説明の中のヤンバルトサカヤスデについて伺います。昨年、こちら初めて生息が確認され、駆除されたようですが、まだいるのでしょうか。そして来年度予算とられていますけれども、こちらは一応また、雨の時期に発生したときに駆除をするということで、事前にいそうなところをシーズンになった時に探し出して、罠を仕掛けてとか、薬まいてとか、そういったものではないのですよね。確認ですけれども。

○環境衛生課長(満留 寛君)

昨年の8月に、霧島市でヤンバルトサカヤスデの発生が初めて確認されたわけでございます。このヤンバルトサカヤスデにつきましては、通常在来種のヤスデも通常いるわけですが、これは大体2cm以内の大きさでございまして、ヤスデではですね。ヤンバルトサカヤスデにつきましては、体調が2.5cmから3.5cm程度のヤスデでございまして、このヤスデにつきましては、集団移動をする時期がございまして、4月から6月に幼虫の集団移動、それから10月から11月に成虫の集団移動が起きますので、その集団移動等が起こる際に、一斉駆除等、昨年行ったところでございまして。また、このヤンバルトサカヤスデについては、なかなか根絶というのが難しい外来生物のようございまして、県内でも平成3年に徳之島で生息が確認されて以来、県本土にも発生してきておりまして、他には霧島市内ではまだ確認にされておりませんので、国分上之段地区の一部についてのみ、今現在は確認されているところでございまして、その駆除の経費を今回計上させていただいているところでございまして。

○委員(平原志保君)

昨年その駆除をやったときの手応えでいなくなったなという感じがしますか。それともやはり予算組まれているから、まだだということなのでしょうけれども、ちょっと広がっているかなというような予感はあるのでしょうか。

○環境衛生課長(満留 寛君)

一般会計の予算としましては今回26年度で初めて、このヤンバルトサカヤスデ駆除の経費を計上したところでございますが、25年の8月に発生した際には、環境保全協会のほうの予算から執行して駆除を行っているところでございます。それで、その駆除方法としましては、液剤の散布で、それに触れて死ぬというような液剤散布と、あと各家庭の周りに粉剤を撒きまして、それに触れた場合に死ぬというような二段階の方法をとってきたところでございます。昨年、3回液剤の駆除を行ったところでございますが、その効果はかなりあったというふうに考えております。

○委員(木野田誠君)

その液剤の薬品名を教えてください。

○環境衛生課長(満留 寛君)

液剤のほうはミギペーダ液剤、粉剤のほうはコイレット。この薬剤につきましては、鹿児島県と鹿児島市にございます薬剤メーカーの方が、共同開発したものでございまして、この薬剤を使用いたしております。

○環境衛生課長(満留 寛君)

この液剤につきましては、市販されておりません。それで市町村等を通じて、購入するという形になっております。粉剤については、J A等でも市販されているところがございます。

○委員(前川原正人君)

予算説明資料の1ページ、合併処理浄化槽設置整備事業で予算が組まれて、680基、そのうち単独浄化槽の切り替え、そして、汲取り式からの切り替えということで680基なのですが、今全体で、この事業を導入されてから、それ以前からあるわけですけれども、今普及率というのはどれぐらいになっているのでしょうか。

○環境衛生課長(満留 寛君)

本市の汚水処理人口普及率でございますが、平成24年度末、平成25年3月31日現在で70.3%でございます。下水道が28.3%、合併処理浄化槽が41.9%となっております。

○委員(前川原正人君)

この環境をまずは浄化するというか、汚水処理をやるという一つの手なのですが、大体なかなか経済的な負担等もあるわけですけれども、大体100%には、すぐにはならないと思うのですね。ですから、大体その期間どれぐらいをめどに普及率をめどというのですかね。すぐには100%にはならない訳ですが、大体の数値目標というのはどの程度持っていらっしゃるのでしょうか。

○環境保全G長(徳永浩之君)

平成25年の3月に、霧島市生活排水対策推進計画で中間年度見直しを定めまして、その中で生活排水処理率ということで、この生活排水処理率というのは、全人口に占める合併浄化槽と公共下水道の合計人口の割合ということで、人口に対する割合について平成24年度時点では、61.7%という数字でございますが、平成29年度につきましては78.2%という数字を目標にしているところでございます。これは公共下水道に接続している人口を含めてということで、汚水処理人口普及率というのは、あくまで公共下水道区域内の人口全体を示しておりますので、ここのところのパーセントがちょっと低いというのはそのようなことでございます。

○委員(前川原正人君)

あと、もう一点は5ページのこの先ほど中村委員の方からありました、10万本植林プロジェクト事業ということで、これが23年度からの年間1万本を目標に10年間で10万本ということなのですが、これの検証・成果等についてはどうなっているのかお示しいただけますか。

○生活環境政策G長(林 康治君)

この平成23年度を1年目といたしまして、25年度まで3年間の実績が2万7,435本でありまして、面積で8,307㎡でございます。それで、これにつきましては、県の鹿児島CO₂吸収量認定制度を受けておりまして、これといたしまして、平成24年度分につきましては、25年8月28日に3tのCO₂吸収量の認定を受けております。また、25年度の植林分につきましては、26年2月14日に2tのCO₂吸収量の認定を受けたところでございます。

○委員（前川原正人君）

それともう一点はですね、6ページの中で環境エコプラザ検討事業ということで、これも総合計画に基づいて、最終的にはエコプラザを設置して、市民への環境学習の施設ということが最終目的になるわけですが、この事業の最終年度、ずっと議論を積み重ねていって、どういう施設、どういう目的ははっきりしていますが、どういう内容の施設を造っていくということになると思うんですが、その部分については、最終的にどのような構想をお持ちなのか、その辺についていかがでしょうか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

この環境エコプラザ検討事業につきましては、平成24年度、そして平成25年度も予算計上をさせていただいております。平成25年度につきましては、11月に鹿児島市の環境未来館の視察を実施して研修させていただいておりますが、この環境エコプラザ設置に向けた庁外検討委員会の設置までは25年度中には至っておりません。現在26年度予算にも計上させていただいているところでございますが、今、策定中でありまして公共施設マネジメント計画等の動向等にも配慮しながら、どういった施設が適当なのか、どういった目的の環境エコプラザという形にするのか、その辺をまだ今後詰めていく形になるかと思っております。まだ設立年度までは具体的に決定していないところでございます。

○委員（前川原正人君）

あくまでも予算の内容で見てみると、わずかと言ったらいけないのですが、26万7,000円が大体通年、それぐらいで検討を重ねてという会が主流になってくると思うのですが、大体そのエコプラザを建設するとなると、あれはどこでしたかね。宗像清掃工場でしたかね。ここもちゃんとそういうのをエコプラザ的な施設というのを処理場の中に持っているわけですよ。ですから本来ならば、大体どういう構想、どういう内容、内容は分かります。エコプラザですので。だからどういうふうなイメージをお持ちなのかということですね。だから議論を重ねていって、最終的には設置というふうな形になっていくと思うのですが、財務課との協議だったり、マネジメント計画だったりとか、いろんなものがまざりあって、ここでどうこうということは、なかなか難しいと思うのですが、その所管の課として、大体どういうイメージというのは普通あってもいいのではないかなという感じがするんです。その辺はいかがなのでしょう。

○環境衛生課長（満留 寛君）

環境エコプラザとしての基本機能として、四つの柱を考えておりまして、一つ目が体験型施設、従来の常設展示型の施設ではなく、施設内・外で体験型の施設を目指すものでございます。それと二つ目が情報発信基地という形で、施設に常設した情報だけでなく、インターネット等を活用した最新情報を日々積極的に発信していこうとするものでございます。それと三つ目が産・官・学・民のネットワークの構築を考えておりまして、施設を中心とした産・官・学・民のネットワークを構築し、施設管理者と一体となった環境プログラムの展開を考えているところでございます。それと最後に、四つ目につきましては、企業による最新技術商品の展示や出前講座の開催等でございます。企業に最新技術商品の展示会や出前講座等に展示ブースを開放しまして、企業が実施するイベント等についても取り組んでいくような考え、基本機能として考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は11ページの家庭系一般廃棄物収集運搬事業ということで、約2億9,095万7,000円支出をする予定をされるわけですが、これのいわゆる委託業、本来であれば行政がその仕事を業務しなければならないところを、業者さんへの委託ということで約3億円が支出されるわけですが、そ

の仕様書だったり、一般家庭から出るごみを、きちんとその業者さんが処理というか運搬業務をきちんとやっているのかどうかということ行政としてどこまで把握できるのかというのは、なかなか難しいと思うのですね。それはあくまでも敷根の清掃センターだったり、今度はいわゆる資源ごみだったりとか、有価物だったり、そういうのがどういうふうになっているのかという、その辺の把握等についてはどうなっているのでしょうか。

○廃棄物対策G長（濱崎利広君）

まず敷根清掃センターへのごみの搬入については、随時ごみの搬入量とか、家庭から排出されたごみの車両、パッカー車ですよね。パッカー車なんかの車両を敷根清掃センターのほうで登録をしてもらって、当然こちらのほうも押さえておりますが、そのパッカー車で来た分についてのゴミは当然家庭系になるので、そういうところでのチェック、あるいはその資源ごみについても、天降川リサイクルセンターなり、未来館なり、搬入されているわけですけれども、そこでも当然登録車両というのがありますから、登録車両が実際に来ているのかどうかのチェック、そのような感じで適正に家庭からの車が、家庭から排出されたごみがちゃんと登録された車両で来ているのかどうか、そのあたりのチェックを行っているところでございます。

○委員（前川原正人君）

やはり問題はその業者さんに対する指導という点で見た時に、あくまでも税金を投入しているわけですので、いわゆるその業者さんの運搬収集業務をやっている業者さんの裁量というのもある、裁量といいますか、なかなか難しい部分があると思うのですね。ですから、どこまでそのことが言及できるのか、例えばその従業員さんの、例えば処遇とか、やはりその辺なかなか難しい部分があるのですが、その都度に応じて行政としても、ある一定までは介入という言葉はあまり使いたくないのですが、指導ということで入れるという認識・理解でよろしいですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

業者委託しております委託料を支払っている業務の履行については、当然にそういった適正な業務処理を行っていただかないとならないわけですが、ただ業者のほうの内部事情、例えば社員の方の人件費等についてまで、こちらのほうでいちいち指導といいますか、そういった形はできるのかどうかというのはちょっと疑問に思っているところでございます。いろいろそういった業者委託している所への苦情・相談等がございしますが、そういった際には、その都度、業者の方に出向いてそういった苦情内容を伝え、改善すべきは改善していただくようお願いをいたしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

午前中、最後の質問になるかも知れないですけども、6ページの低公害車導入支援事業でお伺いしますが、これは、現在は電気自動車とプラグインハイブリッド車に限られているわけですけども、これ何年前から行われて、これまでの実績をお伺いします。

○環境保全G長（徳永浩之君）

低公害車導入支援事業につきましては、平成23年度から支給をしているところでございます。平成23年度が5台で52万8,000円でございます。平成24年度が27台で270万円でございます。平成25年度が24台で240万円でございます。

○委員（新橋 実君）

これについては、電気自動車は軽自動車もいるわけですけども、軽自動車と普通車もいますよね。これは、金額はすべて10万円ということで決まっているのですか

○環境保全G長（徳永浩之君）

今は10万円でございます。国の補助率がございしますので。今は全て10万円です。

○委員（新橋 実君）

前はですね、今言うプリウスですかね。ああいう車も補助があって、これはその前だったと思うのですけども、いつか電気自動車も大分普及してくると思うわけですけども、今後、いつまでこれをさ

れる予定があるのかですね。今回は予算計上されているわけですがけれども、30台は今後もずっと継続していく考えなのですか。

○環境衛生課長(満留 寛君)

現在、国の方もこの低公害車等の普及への補助を実施して、推進しているところがございますので、国の補助が続いている間は霧島市としても継続していくべきかというふうには考えております。

○委員長(前島広紀君)

ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 11時58分」

「再 開 午後 0時00分」

○委員長(前島広紀君)

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで訂正の申出がありましたので、発言を許可いたします。

○環境保全G長(徳永浩之君)

先ほどの新橋委員の低公害車についての質問に対する答弁を訂正いたします。低公害車導入車への補助は国も行っておりますが、本市は国が補助を行った電気自動車に対してその補助額が10万円以上100万円未満のときは10万円、100万円を超えるときはその額の10分の1に相当する額を補助額としております。平成24年度から平成25年度までは、霧島市において国の補助額が100万円を超えた車両が導入されていないため、市の補助額が10万円となっております。平成24年度が27台で270万円、平成25年度が2月末までで24台の240万円執行しております。平成23年度は国の補助額が100万円を超えたものがあったため、市の補助額が10万円を超えているものがあり、5台で52万8,000円を執行しております。以上で答弁の訂正を終わります。

○委員長(前島広紀君)

ほかに質疑はありませんか。

○委員(新橋 実君)

続きまして、7ページですけれども、海外漂着物対策推進事業で毎年、今、海岸のほうを清掃していただいているわけですが、これは今年も年1回になるのか。それでいつ頃されるのか。その辺をお伺いします。

○環境保全G主査(山本秀一君)

この清掃の頻度とかにつきましては、その梅雨時・大雨時とか、台風が上陸しました後、また冬の海が荒れた後とかその状況に応じまして海岸の現地を確認させていただいて、その都度業者委託にて回収処理を行う予定と致しております。

○委員(新橋 実君)

その都度ということであれば、予算も907万7,000円と決まっているわけですが、これは何回でもやるということですか。

○環境保全G主査(山本秀一君)

予算の範囲内で、その都度漂着したものがあれば、回収事業を行う予定と致しております。

○委員(新橋 実君)

これについては地域で清掃をされるところもありますので、そういったところもしっかりと協議していただいて、重ならないような形かそういうふうな形でやっていただければと思いますので、よろしくお願ひします。それと、一昨年度からでしたか、清掃センターのほうで30kgを超えるごみについて、お金を取るようになったわけですが、それをすることによって、状況はどういうふうな形で変化したかですね。そして、どれくらいの処分量が入ってきたかですね。その辺を分かれればお伺いします。

○施設管理G長(出口竜也君)

敷根清掃センターの搬入量の数字を報告申し上げます。22年度が3万6,693t、23年度が3万6,236t、24年度が3万6,838tということで、大体3万6,000t台を推移しております、横ばいの状況

と考えているところです。

○委員（新橋 実君）

結局、これは個人で持ち込む分がありましたよ。結局、前は100kgを超えた場合がお金が掛かったわけですが、30kgに変わったわけですね。その辺でその金額の変遷とか、その辺はどうなったかですね。

○施設管理G長（出口竜也君）

敷根清掃センターのごみ投入手数料ですが、23年度の実績で、トータルですが、9,826万6,320円ということで、おおむね9,800万円でした。また、24年度になりますと、1億70万6,720円、1億円ちょうどぐらいとなっております、手数料としては2%ほどの増加になっているところです。ただ、内訳につきましては、事業系のもものございますので、ちょっと現状では分析していないところでございます。

○委員（新橋 実君）

前は100kgだったんですけど、結局これをするによって私はどうなったかなと思って、結局100kgだと途中まで持ってきて、何かまた2回に分けて持ってくるのかそういうことがあったと思うんですけど、今30kgになればそういうこともなく、スムーズにいつているのかなと思っているわけですが、今、30kgにされているわけですが、今後は全てを投入手数料を取るといような形も考えていらっしゃるんですかね。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

投入手数料につきましては、一般家庭から排出されるものを直接市民の方が持ってこられる分については30kgまでは無料にしようということを、先日の料金改正の段階で意思決定を致しておりますので、そのような方向で今後も推移していきます。

○委員（平原志保君）

2件ありまして、まず一つ目です。人権擁護のところの16、17ページですね。まず、一つ目です。人権フェスタの開催なんですけれども、この人権フェスタのテーマというのは霧島独自のものでしょうか。それとも、国で今年はこのテーマというふうに決まっていたものでしょうか。

○市民課長（松下昭典君）

この人権フェスタにつきましては、市独自の単独開催でございます。ちなみに26年度につきましては、先ほどお知らせしましたとおり、ハンセン病関連を計画いたしておりますけれども、現在までの開催の状況でいきますと、平成25年度、本年度ですが、これが北朝鮮による拉致関係、それから24年度が外国人関係、それから23年度が同和問題、22年度が障がいのある方、21年度が高齢者関係、20年度が子供関係、19年度が女性関係と、こういうことで、テーマを毎年替えまして開催をしているところでございます。

○委員（平原志保君）

今回ハンセン病ということなんですが、1996年にライ予防法がやっと廃止されて、患者さんも大分治療をされて、新たな方というのはほとんどいない状況だと思うんですけど、霧島市自体にはこの御病気を持っていらっしゃる方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○市民課主幹兼人権擁護推進G長（馬場 昇君）

市民課で管轄しておりますのがハンセン病問題ということで、ハンセン病に対する意識を改善していただくということで推進しているわけですが、ハンセン病患者の数と言いますのが、健康増進課のほうで、もしかすると把握しているかもしれませんが、市民課のほうでは把握しておりません。

○委員（平原志保君）

分かりました。続きまして、もう一件ですけれども、こちらの人権擁護のところに予算が組まれているのでなぜかと思ったのが、真孝西児童公園の維持管理費が、公園の管理費がこちらに入っているんですけど、児童公園となると人権擁護のほうに予算を組むような形になるんでしょうか。

か。

○市民課長（松下昭典君）

名称的には真孝西児童公園という形で維持管理を私ども市民課で行っているということになるんですけども、この施設自体がこの真孝西地区の同和問題という形での公園施設整備をした関係上、以後、私どもの市民課で管轄をしていると、そういう形になります。

○委員（平原志保君）

それは今後もやはりここで管理というふうにしていったほうがいいのか問題なんですか。問題ではないですね。管理していったほうが良いのでしょうか伺います。

○市民課長（松下昭典君）

この公園自体が隼人人権啓発センターの隣に位置いたしているということで、この施設自体を利用するための駐車場も手狭なために、教室とかいろいろ開いておりますけれども、その方々も駐車場としての利用もされる関係もございまして、指定管理等という話もございましたけれども、自ら管理する形をとらせていただいております。

○委員（木野田誠君）

説明の中のアルミ・スチール缶ですね。これの売上げをいろんな事業に充当されていますけれども、アルミ・スチール缶の売却代金というのは一体幾らあるのか。それと、ペットボトルもあるのであれば、この金額を教えてください。

○廃棄物対策G長（濱崎利広君）

23年度と24年度実績をお答えさせていただきます。天降川リサイクルセンターのほうに搬入された、または未来館に搬入されたアルミ缶・スチール缶、23年度が1,927万4,370円、22年度が2,225万6,941円です。ペットボトルについては23年度が1,088万2,040円、22年度が890万8,260円、24年度がアルミ・スチール缶が1,595万9,352円、ペットボトルが910万7,882円になります。

○委員（志摩浩志君）

2点お伺いします。衛生施設課長の説明で、熔融処理施設定期点検及び2軸破碎機修繕等の修繕料で4億3,630万円組んでありますけれども、これは何年に一回のオーバーホールなんですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

このオーバーホールは毎年実施させていただいております。

○委員（志摩浩志君）

確か毎年だったなというような気がして、自信がありませんでしたのでお尋ねしましたけれども、何か前の同僚議員の話にもありましたですけども、このメーカーは止めたらいけないということで全部セットで替えるんだとか何かそういうことだったと思うんですが、他のメーカーと比較して、この維持費の軽減が図れるとか、そういうことは何か調査とか研究されたことがございますか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

ただいま御指摘のように、以前からこの課題につきましてはいろいろ御指導いただいているところでございます。九州管内、こちらは熔融施設、焼却方法にもちょっと清掃工場の種類によりまして方法が若干違いますので、うちと同じような処理方法を採用している九州管内の事業所等も調査させていただきました。その段階で、やはり同じように、高額な修繕料を支払っての運転管理をしているというところがほとんどでございます。この処理方法によっては、おのずとこういう修繕料は必要なのかなという気は致しておりますが、それを少しでも削減すべく、検討はしているところでございます。

○委員（志摩浩志君）

次に、予算説明資料10ページですが、ごみステーションの設置費等の補助事業、これで可燃ごみ置き場、また資源ごみ置き場、これは今、置き場にある囲いと言いますか、あの補助ですか。

○廃棄物対策G長（濱崎利広君）

基本的にはかごの設置の補助金ということになります。

○委員（志摩浩志君）

かごには補助があるわけですが、まちなかに行きますと、かごを置く場所さえない所が多いんですが、やはり今後、この前も相談に行ったわけですが、場所がないということで探しましたけれども、区画整理をしてきれいに整理された道路には、そういう隙間がもうないんですよ。それで、集落内に置く所がないと。それで、道路上でそういう区分け作業とか、次の収集所を設置されている所があるんですけど、交通の激しい所では危険を背負いながら衛生部長さんなんかの仕事をされると、そういう場所が多いわけですが、浜之市の区画整理がもうすぐ全部終わるようなふうですが、ああいう区画整理の所には、設置場所の確保とか収集所の確保とかはどうしていらっしゃるんですか。

○廃棄物対策G長（濱崎利広君）

ごみステーションについては、場所については基本的には自治会の方々で見つけていただくというふうに決めているところですが、その区画整理のある浜之市の所については、今後は区画整理課とちょっと協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員（志摩浩志君）

そうしていただかないと、きれいに整理はするけど、もうその余地がない。何か民有地を借りてでもやらないといけないとか、それで皆さん、今、環境には住民の方も市民もすごく関心を寄せられて、一生懸命取組をされております。その取組に対してその危険を背負いながらやはり取り組んでいくというのはちょっとおかしいのではないかと思いますので、この環境のほうと都市計画課、そちらのほうと縦横の連絡を取ってもらえば、これからまた駅東も開発しますけれども、そういうところは連絡を取って、そして場所を何箇所か確保していただかないと、あそこもまたきれいになって整備してもらえば、その余裕がないと。造ろうにも造れないというような所が出てまいりますので、こういうところはしっかりとまちづくりのきれいなまちをつくらうとする中では、そういう場所もぜひ検討しなければいけない問題だと思いますけれども、部長、どうですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

ごみの収集とか分別等につきましては、市民の方々にも大変御協力いただいているところでございます。ただいま志摩委員から御質疑がありました件につきましてもごもつともな意見かなと思っております。先ほど答弁がありまして、区画整理課サイドとその収集の関係について、収集場所の確保の件につきましてまた協議させていただきたいというふうに思います。

○委員（前川原正人君）

16ページの人権啓発センター各種教室事業、誤解がないように申し上げておきたいんですが、この人権の問題と同和の問題というのは私は別だと思っているんですね。人権は当然尊重されなければならないんですけども、実際これは2003年には同和対策法という法律はもう既に失効しているんですね。それにもかかわらず、一定の地域を小・中学生の補充学習とかやられているわけですが、本来であれば、これは国の法律が失効したわけですので、いきなり切るといってはなかなか難しいでしょうけど、年次的に少しずつでも解消の方向で検討とかはするなど、そういう議論はなかったんですか。

○市民課長（松下昭典君）

この同和問題というのは、日本国有の人権問題ということで把握しているところですが、その早期の解消を図ることが国民的課題でもあるということで、同和対策における事業が終了したということでございますけれども、これは国における時限立法的に道路なりハード面についてその事業が終了していったのではなかろうかと私どもは考えております。しかしながら、法自体は終わりましたけれども、やはり国では人権教育及び人権啓発の推進に関する法律という形で示しております、それに基づく関係から、市でも基本計画を作成しまして、いろんな人権問題に対する事業を進めております。このいろんな啓発というのは、心理的、そういった対象を少しずつでも解消していくと。そういった一步一步解消していくことが、要は肝要かと思っておりますので、今後もしばらくの間はこの

まま継続させていただきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

それを言われると、ここで説明書きがある小・中学生の補充学習をされているわけですよね、ここだけ。それを言われるんだったら、その理論でいけば全市的にもやはりやるべきではないんですか。それは確かに2003年の同和对策法という法律自体はなくなったわけですが、その一方では人権啓発、それはもう人権は当然守っていく、守るためのそれなりの啓発活動というのは否定をしているわけではないですが、問題はやるんだったらここだけがやるのではなくて、全体として取り組むということはできないんですか。

○市民課長（松下昭典君）

お話もよく分かるところなんですけれども、差別意識というのが子供たちに影響を与え、そういった環境で育ってこられたと。そういうことからしますと、学習の機会もなく、そういった補充学習をしているとかいうふうに認識しておりますけれども、その学習をするだけでなく地域外の子供たちとも交流をしながら、学習の相談なり友達との付き合いとか、そういった方面にも大切であろうと考えておりますので開催をさせていただいているところであります。

○委員（前川原正人君）

なかなか苦しい答弁をされますので、同じ福山町出身でするのでなかなか言いにくい部分もあるんですが、やはり問題は同和問題と人権の問題というのは別だと思っんですね。ですから、今後、やはり機会あるごとにこの同和の問題というのは、やるのであれば全体を視野に入れたやり方をするべきだし、やはり特定の所だけというのではなくて、そういうことで議論を進めていただきたいと思います。次にいきます。22ページの中で、ごみ処理場の管理運営事業の予算が計上されておりますが、今回から、今回からと言ってもこれまでも飛灰固化物を山元還元方式でそれぞれこの間の努力をされてきたわけですが、今度、廃棄物処分場が完成をすることになります、その中でいわゆる牧之原のほうに持っていく、この飛灰固化物、山元還元を持っていく前段になると思うんですが、どれぐらいの量、そしてその中のどれぐらいの量を製錬工場に搬入を予定するおつものなのか、お聴きをしておきたいと思います。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

今まで埋立処分ということで外部に委託で処分いたしておりますのが、約2,000 tに近い数字でございます。それを半量ずつ持っていくということで計画を致しておりますが、ちょっと実績として経過がここにありましたので、そちらの数字を申し上げます。申し訳ございません。平成24年度では1,679 tでございました。23年度が1,813 t、22年度が1,905 tという数字を搬出いたしております。これを約半量ずつ山元還元と、今回整備いたしました最終処分場のほうに搬出するという計画で致しておりますので、800 tぐらいずつは持っていくということになります。

○委員（前川原正人君）

そうしますと約半分の量が山元還元方式でリサイクルといいますか、また次のステップといいますか製錬工場に運ばれていくことになるわけなんですけれども、そうすると一方では今まで宮崎県のほうに排出をしていた、いわゆる飛灰固化物これはもう全てなくなるという理解でよろしいわけですか。搬入はしないということになりますか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

御指摘のとおりです。もう搬入はいたしません。

○委員（前川原正人君）

それと今度は一方、塵芥処理費の中で、始良・伊佐管理組合の未来館から搬出される牧園・横川地区の飛灰を処理するための負担金が出ておりますけれども、これは埋立処分ということで先ほど説明をいただいたんですが、聞くとところによると未来館から出される飛灰もキレート剤と混ぜて山元還元処理のほうにというような動きもあったと思うんですが、そういうことにはならないんですか。もう埋立処分ということになるわけですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

23ページの事業目的のところ飛灰を処分するための負担金という形で記入させていただいておりますが、これにつきましては、現在未来館の方も山元還元処理ということで飛灰は処理していらっしゃいますので、もう埋め立ていたしておりません。ただ不燃残渣という形で粗大ごみとか危険物で汚れた物とか、そういうものを持ち込まれた時に、陶器類とかそういうものを未来館のほうからこちらのほうに埋立てをしているようでございます。そこに対する負担金として霧島市が湧水町のこの最終処分場に対して組合負担金を負担しております。

○委員（前川原正人君）

先ほどの説明では排出される牧園・横川地区の飛灰を埋立処分するための負担金406万2,000円とおっしゃったわけですね、ですから先ほどの説明でいくと飛灰を埋め立てるといふふうに明確におっしゃったので、確認の意味でお聴きをするんですが、それは陶器類とか、いわゆる燃えないというか、そういうことで理解をしてよろしいわけですね。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

私の説明の訂正をお願いしたいと思います。ただ今御指摘のとおりです。先日未来館のほうに確認はいたしました。

○委員（新橋 実君）

4ページですけれども、環境美化河川環境保全推進事業で環境美化推進員という方が私の地区にもいらっしゃるわけですが、70人ですけれどもこれはどういう形で人数を決められたのですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

各小学校区に2名ずつというような形での25年度までは34校の2名を掛けた68名というような形をお願いしてきたところでございますが、天降川小学校のほうが増えましたので、70名という形で今回お願いしようとするところでございます。

○委員（新橋 実君）

校区に2人というのは非常に少ないような気がするわけですが、私たちの地区の役員の方も1週間に何回か道路を回りながらごみを拾われたり、いろいろされているわけですが、やはりこれをもう少し増やす計画とかなかったのでしょうか。地区によっては非常に広い所もあると思うのですけれども、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

環境美化推進員、それと生活環境美化推進員と河川環境保全推進員については兼務いただいているところがございますが、河川がある所につきましては河川環境保全推進員のほうも兼務していただいているということがございます。それで一応人数的には各小学校区2名ずつということがございますが、その辺は河川がある所・ない所、それと面積的に広い所とか、そういった事情をお聞きしながら柔軟にその辺の人数を割り振る形には考えているところでございます。

○委員（新橋 実君）

やはり確かにそういう環境美化の河川のほうもいらっしゃるということですが、なかなか今の状況では皆さんも大分気付かれて清掃されています。この方たちだけでなく、いろんな形でされてはいますけれども、もう少し、あと一人くらいずつはせめて増やすとか、そういうふうなことを今後やっていただきたいと思っておりますけれども、金額的にも月に2,500円ということで、そう大したことではないと思っております。みんなそういう気持ちをもっていらっしゃる人は結構いらっしゃると思うのですよ。今後どうでしょうか。そういうふうな形で進めていくというのは考えられませんか。どうですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

今委員のおっしゃるそういった、例えば地区によって環境美化推進員、河川環境保全推進員の人員が不足しているというような所があるようであれば、今後そういった所を増員して、例えばほか

の余剰人員がないか。その辺も検討していく中で、どうしても現在の今度2名増えるわけですが、70名で対応できないということになれば、今後検討させていただきたいと思います。

○委員（厚地 覺君）

5ページの生活排水対策推進計画策定及び進行管理事業230万円、あるいはまた8ページの水質汚濁検査委託料20万円、似たようなものなのですけれども、この中で市内61か所の地点で水質検査をやると。例えば牧園は何箇所でどの地点をやっていますか。

○環境保全G長（徳永浩之君）

今、河川の水質検査ということで61点の調査をしているところですが、牧園地区におきましては、万膳川の万膳橋の所、それから中津川が天降川との合流点の所、小谷川が上中津川橋の所、石坂川が塩浸温泉の所、そして三体川が牧園橋の所、以上5か所で水質調査をしております。

○委員（厚地 覺君）

この水質検査は前々から言っているんですけど、これには殿湯川、中津川水系の上流で霧島温泉の排水が入る箇所はやっていないのですかね。

○環境衛生課長（満留 寛君）

温泉排水が直接影響あるような所では実施していないところでございます。

○委員（厚地 覺君）

この中津川水系の中津川でいつもやっているんですけども、県の調査もあそこまでいけば水質もきれいになっているんですよ。ところが、温泉排水が直接入る殿湯川、これは魚がいないんですよ。昔は魚がいたんですけども、だからこの地点をやはり私が言うのはヒ素が有害物質が流れる。これを何とか規制しないと、それは温泉街にも響くと思いますけれども、これには鹿大のリハビリセンターがものすごく影響しているんですよ。あの排水で魚がいなくなったということもあるわけですから、その辺はきちっとしていただきたいと思います。そして今の61か所、これは市のホームページにも公表しているわけですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

結果につきましてはホームページのほうでも公表いたしております。

○委員（厚地 覺君）

ぜひ、殿湯川の方も検査をして公表していただきたいと思います。私が前にも申しましたように温泉市場の足湯なんか規制を超えるヒ素が入っているわけですからその辺も書き換えよと言ったんですけども、相変わらずそのままになっていますから万一あの足湯のお湯を飲んだら大変なことになると思うのですよ。

○環境衛生課長（満留 寛君）

現在61地点において調査している項目の中にはヒ素は入っていないところでございます。それで突発的な水質汚濁等の苦情・相談等が寄せられた場合に調査する委託料のほうの予算もございまして、そちらのほうで今後ヒ素の状況等を検査することは可能かと思っておりますので、そちらのほうで検討させていただければと思います。

○委員（厚地 覺君）

61か所のうちの万膳川、三体川、これには上流に有害物質があるような水質に影響するような箇所もないわけですから、ぜひ温泉地域の所をやっていただきたいと思います。それと伊佐北始良火葬場管理組合、この予算は管理組合等もう成立しているんですよ。管理組合等ではおかしな話なんですけれども、この中で火葬場の使用料は810万円とありますけれども伊佐北始良のほうは湧水町、伊佐市、牧園、横川が入るわけですけども、これは750万円組んであるんですよ。810万円の霧島市のほうは人口も圧倒的に多いわけですけども、これは処理費が違うのですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

この810万円は国分斎場の火葬使用料でございます。使用料金につきましては市内住民でありますと全く同じ、大人の方で5,000円ということで、あと市外の方の場合には前回料金改正をさせていた

だきまして、大人の場合は4万円に国分斎場はなりました。ただし、ひしかり園の方は改正いたしておりませんので、まだそのまま2万円だと記憶しております。

○委員（中村満雄君）

予算説明資料の8ページですか、臭気指数導入に係る測定調査業務委託料として120万円ありますが、この件ですが、悪臭を今回調査する対象は過去に悪臭の相談があった所を調査対象とするとなりましたがそれでいいですか。

○環境保全G主査（山本秀一君）

測定の対象事業所につきましては過去に苦情がありました事業所と臭気を発生するだろうと思われる事業所で環境衛生課の方で選定した事業所ということになります。

○委員（中村満雄君）

過去に臭気の苦情があった所でこの調査を拒否した事業所がありますか。

○環境保全G主査（山本秀一君）

拒否されました事業主はございません。

○委員（中村満雄君）

過去にそういった臭気の苦情があった事業所ということですが、それぞれ臭気の量というのは違うと思いますが、ここで当然、臭気その指数を市として決めなければならないわけです。そのときにどのようにされるのか、例えばそれぞれの事業所が対応できる、全ての事業所が対応できる低い値にするのか。それとも厳しい値にするのか、その辺のところの見解を教えてください。

○環境衛生課長（満留 寛君）

平成25年度に実施を予定いたしております23の事業所と平成26年度今回予算計上させていただいている予算で事業所等の調査をさせていただき、その臭気指数等を今後検討しながら臭気指数での規制でいくのか、あるいは特定物質濃度規制でいくのか、その辺も検討していくことになるかと思えます。

○委員（中村満雄君）

当然どっちのサイドに立つか、企業というのは厳しい規制を課したならばそれに対して、その実現に向かって努力するものです。ということは緩やかな規制をしたならばそれが霧島市内全域にその規制が被せられるということで、結局は観光立志としての霧島市の存在価値まで疑われると。そういった意味では私たちは注目・注視しなければならないわけですが、その臭気指数なりそういったものを決定されるに当たって、その判断はどこがなされるんですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

調査をいたしまして、その結果に基づき事業所への説明、あるいはパブリックコメント、あるいは環境対策審議会への諮問等、また議会のほうへの説明等も必要になっていくかと思えます。そういうのを経た中で霧島市としての臭気指数の規制でいくというふうになった場合には規制基準をどこに置くかを霧島市のほうで決定していくことになるかと思えます。

○委員（中村満雄君）

ぜひ、住民サイド・市民感覚を大切にするような規制値を決めていただきたいということと、先般の一般質問でびっくりしたのが、私は旧霧島町だけが悪臭防止の規制区域外だと思っていたんです。ところがなんのことはない隼人・国分の大半の面積が悪臭規制区域外ですよ。そういったことを議員の皆さんも御存じであったかどうか分かりませんが、そういった情報というのはどこかで公開されていませんか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

現在、霧島市の悪臭防止法に対する規制につきましては特定悪臭物質濃度規制という形で合併前の旧市・町で規制されていたものをそのまま引き継いできておりまして、それを19年4月に公示はいたしているところでございますが、ホームページ等での公表はいたしていません。

○委員（中村満雄君）

でしょうね。木原が非常に臭いがきついということで、あの近辺の方からもそういったことがあって、旧国分市というのは全て悪臭防止法の規制区域でないのと、あるはずだ、何でこんな臭いがするのだろうと思っていましたら、実はあそこは規制区域外であった、だから規制はできないということですよ。

○環境衛生課長(満留 寛君)

現在の悪臭防止法に基づく規制地域にはなっておりませんので、この悪臭防止法に基づく指導という形にはなりません。そういった悪臭の苦情・相談等があった場合には環境衛生課のほうでも出向いて改善のお願いはいたしているところでございます。

○委員(中村満雄君)

ぜひ臭いのしない霧島市ということで動いていただきたい。その方法はまた別途提言いたします。それではもう一点、非常に錦江湾は汚いと、閉鎖的な海域であるということで一般質問でも問題提起があったりしました。そこで環境福祉委員会でその辺の水質とかそういったのを実際調査しようということをして所管事務として取り上げるとことにしたのですが、そこで伺いたいのですが、天降川河口の海底の状況というのを霧島市は把握してらっしゃいますか。

○環境衛生課長(満留 寛君)

天降川河口の干潟については25年度におきまして、生物多様性制地域戦略を策定する中で干潟の調査はいたしておりますが、河口沖のほうは土壌の調査はいたしておりません。

○委員(中村満雄君)

水質の調査とかそういったのでごみは海の底に堆積します。そういった意味で4年ほど前ですか、私は県のそういった環境の調査に参加したんですが、実は非常に厚い層で、真っ黒な泥が溜まっているんですよ。それで県のほうにも再度へドロの堆積状況とか分布状況とか調査すべきだということは何回も言ったんですが県は動いてくれません。霧島市としましても下井海岸とか小浜海水浴場とかそういったのがあるわけです。一度大雨が降りますと下のその海底がひっかき回されて、その汚い水が海水浴場のほうにも当然行くわけです。そういった意味で海底の調査、海底のへドロの調査、堆積状況とかそういったのを県とタイアップしてでも結構ですが行う考えはありませんか。

○環境衛生課長(満留 寛君)

霧島市として水質調査を行なっているのは霧島市内の河川等でございます。それから排水路等ございまして、海域につきましては県のほうが海域の水質調査を行っております。海域のほうは県の所管という形になりますので、そういう海底の調査等がされないものかその辺のお願いといたしますか、そういったことは可能かと思いますが、それを霧島市として実施していくということは現在のところは考えていないところでございます。

○委員(中村満雄君)

ぜひ、だから県に働きかけて一緒にやりましょう、やってくださいませんか。この提言をお願いしたいということです。これは要請で結構です。ぜひお願いします。それから説明の中で先ほどスチール缶・アルミ缶の売却代金をことを質問されまして、その金額は分かったのですが、説明の中で具体的に2,341万円という数字をおっしゃったのですよね。雑入で売却代金の一部2,341万円という数字が出ているのですよね。それで、その他にも資源ごみ分別収集推進補助事業ということで出ていて、更にその他にもあるんですよ。ということは、先ほどの木野田委員に対するスチール缶・アルミ缶の売却益をすでに2,341万円です。上回っていると。ということはお金を支払うことができるのですかということで、特定財源として雑入で売却代金の一部2,341万円となっていますから、一部ですから大半はまだあるということで金額が全然食い違う点について説明ください。

○廃棄物対策G長(濱崎利広君)

今さっき説明をしたのがアルミ缶とペットボトルの売却代金で、そのほかにいきビンとか廃食用油とかそういうのも含めて4,300万円程度の売却益がありますという意味です。

○委員(中村満雄君)

ということは総額4,150万円台なり、それを分配されることでしょうかけれども実際例えばアルミ缶とかスチール缶とか新聞紙とかいろんなそういったことはありますけど、その売却というかその売却代金の一覧表か何か提供いただけたらありがたいです。

○廃棄物対策G長（濱崎利広君）

一応平成23年度、24年度についてはそういうものがありますので、後ほど必要でございましたらお渡しできると思います。

○副委員長（塩井川幸生君）

説明資料の2ページの生活排水対策重点地域補助金とあるのですが、平成24、25、26年で牧之原地区に別途9万円の補助金を出しているのですけれども、この地区で未整備の浄化槽の戸数、今まで平成24、25年で付けた戸数を教えてもらえないですか。

○環境保全G主任主事（若松 樹君）

生活排水対策重点地域の今年度の実績を申し上げます。今現在、その重点地域内に700戸の戸数がありまして、平成25年度の実績が単独浄化槽が10基、汲取り便槽が16基の整備状況であります。平成24年度が単独浄化槽が15基、汲取り便槽が20基です。

○副委員長（塩井川幸生君）

今、平成25年が26基、平成24年が35基、700戸あって整備済みの所もあると思うのですが、それは何戸数あるのですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

対象世帯が700戸でございますが、そのうちの平成26年3月末現在で合併浄化槽の戸数が517戸、74%でございます。

○副委員長（塩井川幸生君）

合併浄化槽は分かったけれども、水洗化されている、あと単独浄化槽があるでしょう。517戸プラスアルファがあると思うのだけれど、それは何戸数あるのですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

単独浄化槽が64戸の9%でございます。それと現在、汲取り便槽の所が119戸の17%でございます。

○副委員長（塩井川幸生君）

26年度まで3年計画になっているんですけども、あと119戸残っているとなっているんですけども、これでもう終わるのか、3年計画ですのでここで打ち切りになるのかお聴きします。

○環境衛生課長（満留 寛君）

この牧之原地区を重点地域という形で設定した要因に柚木川の水質状況が悪いということで、この地域を重点地域に設定いたしておりますので26年度で実施していく中で、重点地域として合併処理浄化槽への転換をお願いしていく中で、その状況を見ながらまた柚木川の水質調査結果等を考慮しながら27年度以降についても検討していきたいと思っております。

○副委員長（塩井川幸生君）

これを見た時に、ほかの地域、ここ牧之原は関係なくほかの地区のほうが設置率の低い所があったり、これは明らかに市民から見たら不平等な補助金なんですね。こう言ったら福山の人から怒られるかもしれないけれども、700戸に対して整備が大分進んでいるわけですね。それにプラス9万円されているわけです。ですから私の要望としてはあと単独から、汲取りからされる浄化槽を考えたときに、全体にしてもあと4,000万円ですか、出したら全地域にプラス9万円ができるわけですよ。そういった不平等をどう思いますか。それと水がきれいになったのか結果を教えてください。

○環境衛生課長（満留 寛君）

まず水質調査の結果でございますが、牧之原の大塚配水路の灌漑器のBOD値が平成24年度で30.0mg/lが25年度につきましては15.0mg/lという形で改善いたしております。これにつきましては、大塚団地が平成23年度から24年度にかけて合併処理浄化槽へ移行した影響が大きいのかなというふうには考えているところでございまして、柚木川水系の区分におきましてまだ、今現在測定し

ている地点よりも下流のほうでの樗木段団地とかの影響等もこの柚木川の水質の悪化の原因というようなこともあるようでございます。柚木川の水質が非常に悪いということで重点地域という形で設定させていただいておりますので、これをまずはこの重点地域の水質向上を図る中で、今後ほかの地域についてそういった重点地域としてまた設定していくかどうかについては検討させていただきたいと思います。

○委員（塩井川幸生君）

その団地は市営団地ですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

市営住宅でございます。

○委員（塩井川幸生君）

ですから違った補助金の体質になっているわけですね。市の建物が汚して、川が汚染されていると、そして地域にプラス9万円の補助金をやっているというのは明らかにおかしいから全体に平等にしないと不平・不満が出るのが当たり前じゃないかと思うのです。大きな原因が市の建物にあるということが一番原因で、これを聴かれる方がいるものですからね。汚染の原因は市の建物にあるということ。それを一般住宅に補助金を出しているのはちょっとおかしいのではないですか、出すのだったらみんな出さないということ、いかがですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

現在この汲取り、単独からの切り替えの分については通常9万円の上乗せをしております。特に牧之原の部分、ここ柚木川については相当水質が悪かったということで、更にその地区について9万円上乗せしているという制度でございます。原因は何なのかと、それはいろいろあるかと思いますが、当然生活排水についても相当な影響があるというのはもう明らかでございますので、そういった意味で、一般の住民の方々のそういう汲取り、あるいは単独浄化槽を一基でもそういう形で、合併浄化槽に切り替えていくということについては、そういった水質浄化に大きく寄与するものではないかなというふうに思っております。市内全域にということではございましたが、今回柚木川について特に水質が悪かったということでこういう制度を設けております。今後また市内のそれぞれの地域を見直す中で特にそういったような水質が非常に悪いといったような地点等あれば、またそのあたりを重点的にというのは今後考えられるのではないかなというふうに思っております。

○委員（新橋 実君）

あと汲取りトイレが119戸、単独がある所は排水路があると思うのですよ。排水路、側溝が。この汲取りの所は排水路がない所があるのではないかと思うのですけれども、そういった所は把握をされているのですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

合併処理浄化槽への転換のお願いで回る際にお聴きする中では、排水路が整備されていない所もあるように聞いております。

○委員（新橋 実君）

そういう所もあるわけですので、この排水が悪いということですので、これは土木課とも一緒にやはり整備をする必要があるのではないかと。この後土木課のほうもありますので、話をしますけれども、しっかりとお互いに協議し、縦割りではなくて横のつながりもしっかり取っていただきたいと思っております。

○委員（厚地 覺君）

生物多様性保全推進事業、これは去年は支援事業が入っていますけれども、予算も4分の1というふうに今年度は削減をされていますし、この中で去年は野生生物の生息・生育環境に関する実態調査や聴き取りというのが入っていましたけれども、これを今年度の目標に変えたのは何か意味合いがあるのですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

平成24年度から25年度にかけまして、環境省の補助金を頂く中で、生物多様性地域戦略を定めるための予算措置をして、計画策定をしてきたところでございます。それで25年度におきまして、生物多様性推進プランという形で霧島市の生物多様性地域戦略が策定されましたので、今後は推進プランにのっとって実行していく段階になってまいります。26年度につきましては、その推進プラン計画書の印刷製本費、それから概要版、パンフレット等の印刷製本を行い、そういったものを配布しながら市民の方々への啓発を図っていくというような予算でございまして、支援から今回は生物多様性保全推進事業というような形で名称を変更したところでございます。

○委員（厚地 覺君）

それでは25年度は野生生物の実態調査などを行って、その調査結果ができていますか。

○環境保全G長（徳永浩之君）

霧島市生物多様性推進プランということで、一応そのプランにつきましては、今3月で完成を予定でございまして。それで一応その内容につきましては公開できるところはホームページ等で公開してまいりたいと考えております。こちらのほうでそのプランということで計画を作ったものの範囲で公開はできると思います。

○委員（中村満雄君）

昨年調査されたのはカワゴケソウだけだったのではないんですか。ということは霧島市の生物多様性と言いながら霧島市独自で調査された結果があるんですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

霧島市生物多様性推進プランにつきましては重点項目を5項目設定いたしております。ノカイドウの保全、カワゴケソウの保全、干潟の保全、鳥獣被害対策、それと市民への普及・啓発という形での5項目を定めた中で、それに関して24年度から25年度にかけて調査等を行ってきているところでございます。

○委員（中村満雄君）

当然その中には動物、鳥類とかそういったもの、例えば霧島市に生息しているレッドリストに載っているものとか、もちろん生息地域というのは明かせないでしょうけれども、そういったものは把握していらっしゃるんですね。

○環境衛生課長（満留 寛君）

24年度から25年度におきまして、生物多様性推進プラン策定にかけた調査項目といたしましては、ノカイドウの保全、カワゴケソウ、干潟、それと有害鳥獣被害対策について調査してきているところでございます。

○委員（中村満雄君）

ここで市民に対して理解を深めてもらうということは、霧島市はこんな豊かな自然があるんですよということは、皆様がほとんど目にするものないこういった希少な動植物があるんですよ、いるんですよ。そういったのは市民に啓蒙する意味ではパンフレットなりには記載されるんですかね。現在調査されたのはそのような5項目だということは理解しますが、過去に例えばクマタカの生存が確認されているとか、ほかにも霧島市に貴重な動植物がいるんですよといったそういったことを記載するお考えはありますかということ。

○環境衛生課長（満留 寛君）

作成いたしますパンフレット等につきましてもそういった希少な動植物について、記載して広く市民の方への周知を図っていく予定でございまして。

○環境保全G長（徳永浩之君）

先ほど満留課長の答弁の中で水質調査結果についてホームページで公開をしているということがあったのですが、一応、霧島市生活排水対策推進計画の中で25ページから30ページにかけてまして、水質調査結果について公開しております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで生活環境部に関する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 2時30分」

「再開 午前 2時45分」

△ 議案第22号 平成26年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第22号、平成26年度霧島市国民健康保険特別会計について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○生活環境部長（塩川 剛君）

議案第22号平成26年度霧島市国民健康保険特別会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。平成26年度の当初予算は生活習慣病予防対策として実施している特定健診・特定保健指導の受診率向上対策に取り組むほか、糖尿病重症化予防の推進やPET（ペット）検診を含む人間ドック事業の実施、医療機関の重複・頻回受診者への自宅訪問を行うなど、疾病の早期発見・早期治療により医療費軽減と医療費適正化を推進し、国民健康保険事業の安定的な運営を図るための予算編成といたしました。その結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出、それぞれ150億4,747万円といたしました。以上が概要であります。詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（橋口洋平君）

〔予算説明資料に基づき説明〕

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

まず、歳入ですが、国保の保険税が前年と比較をしまして1,852万9,000円減額をされているわけですが、26年度の予算編成をされるに当たって、前年度よりも保険税の収入が少なくなるであろうというふうに見込まれた理由はどこにあるのかお聴きをしておきたいと思えます。

○税務課長（谷口信一君）

毎年のことですが、加入者が毎年減になっているということで、今回も加入者の減を見て、税額の歳入の減を計上しております。

○委員（前川原正人君）

毎年のことというふうにおっしゃいましたけれども、パーセンテージで言った場合には、大体どれくらいのマイナス減というふうになりますか。

○税務課長（谷口信一君）

パーセンテージで言いますと、約1.5%の減でございます。

○委員（前川原正人君）

それと、この前の全員協議会でも言われたんですが、専決処分で、今国会の中で審査をされている部分があるんですが、軽減世帯数、26年度は前年度の決算に基づいて積算をされたというふうに理解をするわけですが、その7割軽減・5割軽減・2割軽減の世帯数と人数が大体どれくらいに推移をするというふうに見ていらっしゃるのでしょうか。

○税務課長（谷口信一君）

平成26年度当初の予算を作成いたしました昨年の11月現在での試算ですが、7割減免の世帯が7,025世帯、保険者数が1万75人、5割減免の世帯数が2,472世帯、保険者数が4,796人、2割減

免の世帯が1,853世帯、保険者数が3,717人で試算しております。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、まだ国会が審査中で流動的な部分があるんですが、新年度になりますと応益割の5割負担、そして2割負担が所得33万円以下の世帯で軽減をされることになると思うんですね。そうしたときに本市の場合、どれくらいの人たちが軽減になるのかですね。その辺はどのように試算をされていらっしゃるのでしょうか。

○税務課長（谷口信一君）

減免分につきましては、総額で大体5,100万円ほどになるというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

それともう一つは、政策的に国保税の負担軽減ということで、所得割を通常9.5%を8.9%、均等割りの2万3,200円を1万9,500円、平等割の2万800円を2万500円と、そして子供さんがいらっしゃるところは、特定扶養控除ということで軽減をされていらっしゃるけれども、26年度の予算ベースで見た場合に、1世帯当たりどれくらいの軽減になるのかお示しいただけますか。

○税務課長（谷口信一君）

特例措置による減免でございますけれども、予算を作成した時点で試算しましたところによりまして、全体で1億2,700万円ほどでございましたので、世帯数が1万8,237世帯ということで割り崩しますと1世帯当たりが6,963円の減額ということでございます。

○委員（前川原正人君）

毎年、退職者医療保険制度のほうに移行をされる、退職をするとそういうふうに制度的になっていくわけですが、昨年度といたしますか24年度の決算を見ますと約300人、298人が退職者制度のほうに移行をされるというふう実績が出ているわけですが、26年度は大体どれくらいを見込んでいらっしゃるのか、お示しいただけますか。

○税務課長（谷口信一君）

退職から一般被保険者へ何名という試算はちょっとしておりませんが、退職被保険者の保険者数の減は110名ほど予定しております。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、後期高齢のほうに移る間の、いわゆる70歳から74歳までの方たちがどれくらいいらっしゃるのか、それと2割負担というふうになるわけですが、その影響額というのがどの程度を見込んでいらっしゃるかお示しいただけますか。

○税務課長（谷口信一君）

年齢別で申し上げますと、70歳が969名、71歳が1,083名、72歳が1,105名、73歳が1,063名、74歳が904名でございます。[「影響額は」と言う声あり]

○保険年金課長（橋口洋平君）

申し訳ございません。今、ちょっと手元にございませんで後もって御報告いたします。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員（木野田誠君）

ちょっと余談ですけども、特にこの生活環境部とかここらあたりで文書等によく使われる言葉だと思いますので、今、意見を言わせてもらいますけれども、先般、私どもの地区の敬老会を致しておりましたら、ある方が言われるには文書がよく来ると。その中に「70歳以上の高齢者の方は」とか、「75歳以上の高齢者の方は」というような使い方が文章の中にしてあるということで、「75歳以上の人」というふうには書ければ、ちゃんと意味は分かるのに、わざわざ高齢者を付けなくてもいいからそのように伝えておいてくれというようなことを言われましたので、やはり「70歳以上の高齢者」というようなことで使われなくてはいけないのか、その「高齢者」を抜いても差し支えないのか。もし、差し支えなければそこ辺は抜いて、行政からの文書は出していただけたら、まだ皆さ

ん若いなというふうに感じられるのではないかと思います。よろしく申し上げます。

○保険年金課長（橋口洋平君）

制度上、65歳から74歳を前期高齢者と申します。75歳を超えると後期高齢者ということで、制度自体がそういう名称になっておりますので、その制度のときにはそういった名前を付けなければいけませんけれども、それ以外の制度ではない、御高齢の方向けの普通の文書につきましては、そういった「高齢」という言葉をできるだけ使わずに、何か言い替えができれば、そういった形で今後、文書とかは考えていきたいというふうに思います。

○委員（木野田誠君）

それでは、70歳以上とか65歳以上の方とかいうような使い方ができるように申し上げます。

○委員（新橋 実君）

出産育児一時金ということで、子供さんが生まれたときに42万円ですか、これを175人で計上しておりますが、これは妊娠した場合、15回くらい無料で出るのがありますが、これは国保の場合もそれはあるんですか。病院代は。

○保険年金課長（橋口洋平君）

健康増進課のほうで妊婦健診をやっていると思いますけれども、それは保険に関わらず、全ての妊婦さんに適応されます。

○委員（新橋 実君）

国保のほうではなくで、保健福祉部のほうでしっかりと対応されているということですね。

○保険年金課長（橋口洋平君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（前川原正人君）

26年4月から診療報酬が改定になってくると思うのですが、診療報酬が変わると当然、保険給付費の持ち出し分というのも影響が出てくると思うんですが、国会で今の段階では審査中で、恐らくそういうふうになるであろうと思うんですが、この診療報酬の改定によって書物では昨年度からして0.1%変化をしていくのではないかというふうに言われているんですが、それと同時に消費税の値上げがあったりで、その補填分として1.36%の引上げが含まれてくることになるというふうに本等では書いてあるわけですが、その影響分によって今後、霧島市の保険給付費の増減というのか、プラス分といったほうがいいのかと思うんですが、どれぐらいの伸びというんですか、影響があるのか試算をされていますか。

○保険年金課長（橋口洋平君）

全体を2%伸びでと試算しておりますので、0.1%の伸びという分につきましては、今のところ考慮はしていないところでございます。

○委員（新橋 実君）

一日人間ドック助成が積算されておりますが、この人数は、25年度はまだ出ていないかも分かりませんが、23年度、24年度、そして実際的人数は毎年同じような形で進んでいるのかお伺いします。

○国民健康保険G長（有村和浩君）

23年度と24年度についての実績を申し上げます。23年度は一般コースが294名、女性コースが131名、脳疾患コースが37名、がん予防が85名ということで、合計547名が受診されました。24年度につきましては、一般コースが310名、女性コースが133名、脳疾患予防コースが34名、がん予防コースが63名で、合計540名という実績が上がっております。

○委員（新橋 実君）

今のその実績と、今度の積算からすれば、非常に厚く見てあるわけですが、この辺の要因というのはどういったことでこのような積算になりましたか。

○国民健康保険G長（有村和浩君）

26年度につきましては、25年度と同じ形で募集をかけております。これが1番数が多い所がJAの厚生連病院ということになっているんですけれども、ここが日にちを事前に予約する必要があることから、前年度と同じ数字を上げさせていただいております。

○委員（新橋 実君）

前年度と同じということですよ。結局、ほかにも病院はたくさんあるわけなんですけれども、補助を2万5,000円、2万7,000円、2万円、5万円とされておりますけれども、実際の手出しというのはどれくらいになりますか。

○保険年金課長（橋口洋平君）

医療機関で違うんですけれども、例えば医師会医療センターで全額で4万500円掛かります。厚生連病院が5万2,850円で、それから助成金の2万5,000円を引いた額が手出しということになります。ですから、六、七割ぐらいの補助率になろうかと思われま。

○委員（新橋 実君）

全てにおいて、大体7割ぐらいは補助で出ると、6割から7割は補助だと。後の残りを自分で出すということ理解していいですか。

○保険年金課長（橋口洋平君）

そのとおりでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員外委員（植山利博君）

ちょっと確認をさせてください。退職者の国民健康保険税は減額を見込んでいらっしゃいますよね。要するに退職者が退職をして、国保に入られる方の税額は減額を見ていらっしゃるわけなんですけれども、退職被保険者の説明の中では、療養給付費の交付金は1億2,000万円程度増えているわけですよ。しかも前期高齢者の部分についても、社会保険の診療報酬は2億3,000万円ほど増えているわけなんですけれども、これはどういうふうに理解すればよろしいですか。

○税務課長（谷口信一君）

税として計算する場合、今回につきましては65歳になられる方、団塊の世代の最終辺りになるんですが、この方が一般のほうへ行かれますので、実際、60歳になって入ってこられるよりは多いということで減で計上しております。

○委員外委員（植山利博君）

だから、そこが減になっているのは分かるんですよ。団塊の世代が過ぎて、だんだん定年を迎えられる方が少なくなっているということだろうと。そこは分かるんですけど、それなのに社会保険からの支払い基金の歳入というんですか、両方とも増えているわけですね。1割以上増えているわけなんですけれども、そこはどんなふうに理解すればいいのかなと。

○国民健康保険G長（有村和浩君）

退職者につきましては、歳出の一人当たりの医療費自体が増えておまして、その関係で先ほどの説明におきましても2%の増を見込んで、説明しましたとおり増えているという形で、それぞれ基金についてもその分増えてくるであろうということで増額の数値を出しております。

○委員外委員（植山利博君）

そうすると国保の高齢者の医療が増えているので、社会保険のほうから見る分を手厚くしましょうということ、増額になっている傾向にあるという理解でいいですよ。そうだと思うんですよ、そうすると、今度は国の国庫負担の部分が32%程度、25億9,000万円がみてあるんですよ。それと財政調整基金も県の部分と国の部分がそれぞれ9%ずつみているわけなんですけれども、医療保険の改革の中で、ここは変わってないのではないかと思うんですよ。今後、国保を県が保険者となっていくような形で、国・県の負担の部分を厚くしようとする流れの中で、この9%それから32%というのは動かない数字だと。見込みとは言っているんですけど、書いてあるけれど、ほぼ確定数字だ

という理解でいいですか。

○保険年金課長（橋口洋平君）

26年度は32%と9%と9%、合計50%、26年度はそのパーセンテージになります。

○委員外委員（植山利博君）

いわゆる法定外の繰り入れはないんだという理解ですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

現状の考え方におきましては、これまでいろんなところで答弁しておりましたとおり、むやみに法定外の繰り入れをするなどというような国等の基準に基づいて、そういったスタンスに立っておりますので、現在のところはそういうような考えでございます。

○委員外委員（植山利博君）

先ほど、保険税軽減分などに係る安定繰入金と説明をされましたが、税率を下げるための繰り入れは法定外繰入だと今まで言われてきたと思うんですけども、そうであれば先ほどの説明と食い違いがあるんじゃないですか。

○保険年金課長（橋口洋平君）

この軽減分は、7割・5割・2割の軽減分を、国が交付税措置でみているという意味でございます。

○委員外委員（植山利博君）

特例措置の軽減分がありますよね、26年度まで延長すると。特例・減免、この部分に当たる一般会計からの繰り入れは、やはり法定外ではないという見解ですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

26年度も継続しております、その条例に基づく軽減分に対応する繰り入れをするのであれば、法定外というような解釈になるのでないかなというふうに考えております。ただ先ほども申しましたとおり、現在の時点ではそういう法定外の繰り入れは考えていないというのが現状でございます。

○委員外委員（植山利博君）

財政調整交付金は、以前は徴収率によってペナルティーがあるということでしたが、現在はないと。それと、一般財源からの法定外繰入に対してもペナルティーはないという理解でいいですか。

○保険年金課長（橋口洋平君）

その徴収率に伴う減額は、平成22年度からもうなくなっております。それから法定外繰入、赤字補填分の繰り入れをしたことに対するペナルティーというのも、いろいろ他の団体に聴いてみますけれども特にはないということを伺っております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員外委員（宮本明彦君）

予算・決算を見ていくと、予算の段階、平成23年度では13億6,000万円、一般保険者国民健康保険税ですね、医療給付費分現年課税分の13億6,000万円に対して決算では12億5,000万円、24年度が14億2,000万円の予算に対して決算が12億6,300万円。やはり10%強が決算では少なくなっているわけですね。これは徴収率が上がってきている中、90%弱であるというので、10%の差があるっていうのは分からないことはないんですけども、やはり予算上は被保険者の税が100%入ってくる予定で組んでいることになるんですか。

○保険年金課長（橋口洋平君）

歳出のほうをこのくらいの保険給付費が掛かるということで、まず試算をしていきますと、どうしてもやっぱり税収を100%みないと、なかなか予算編成の難しいところがありますので、100%でみております。

○委員（時任英寛君）

提言だけさせていただきます。この国保特会の運営というのは、保険年金課並びに税務課・収納

課の3課で行っていかれるわけですが、要は医療費の抑制については、その事業はここで行われたいですね。したがって医療費の抑制を行っていくとか、推進をしていく保健福祉部ともしっかりと情報の共有をしながら、いかに今後の医療費の抑制について進めていくかというのを協議していただかなければ黙って自然増でどんどん膨れ上がっていくのが事実です。したがって、お金はここが握っているけれども、実際の話のそういう運営については、医療費抑制も含めての運営については保健福祉部ですので、その協議をしっかりと詰めていただきたいと思います。このように提言して終わります。

○委員（前川原正人君）

国民健康保険会計というのは、確かに国保税の出に伴って、入りのほうを見て、そして予算編成するというようなことが、これまでのどこの自治体でも、合併前の自治体でも同じ手法を採られてきたわけですが、その中でも国保会計の中には地方交付税の算定基礎にも入っていると思うんですね。大体幾らくらいが国保会計の中で、ほかの繰入金とか別として、純粋な地方交付税の算定基礎になっているのか示していただけませんか。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時31分」

「再開 午後 3時32分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保険年金課長（橋口洋平君）

予算説明資料の18ページに、社会福祉総務費の保険年金課の分の繰出金というのがございますけれども、この部分が交付税措置されている分を、一般会計から特別会計へいただいているというような御理解でいいのではないかと思います。間違いなく、例えば基盤安定、保険税軽減分とか、保険者支援分とかも数値になって、幾ら措置していますから一般会計からもらってくださいねというのが来るんですけれども、例えば職員給与とかその辺につきましては、どの程度参入されているかというのは、ちょっと分かっていないところでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員外委員（宮本明彦君）

先ほどの答弁ですと、市長はよく「入るを量りて出るを制する」と言われますよね。それからいったら、ちょっとこの会計だけは逆な発想で行っているというふうにも聞こえるんですけれども、もうそうとしか言いようがないということですか。

○保険年金課長（橋口洋平君）

医療費の場合は、どうしてもやっぱり間違いなく伸びて行っております。今まで減ったことはございませんので、実際はやはり予算編成としては、医療費の伸びをまず見てからということではないと編成はできないというところでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで議案第22号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時33分」

「再開 午後 3時38分」

△ 議案第23号 平成26年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第23号平成26年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○生活環境部長（塩川 剛君）

議案第23号平成26年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。平成26年度の後期高齢者医療特別会計予算の歳入における保険料につきましては、保険者である鹿児島県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに改定を行います。平成26、27年度の保険料については、均等割額が3,000円、所得割率が0.27ポイント上昇し賦課限度額も55万円から57万円に引き上げられ、一人当たりの年間平均保険料は1,449円増の4万8,455円になる見込みです。また、保険料上昇の影響を受けやすい低所得者の場合、9割軽減で、4,800円から5,100円の年間300円の増、8.5割軽減で7,200円から7,700円の年間500円の増となります。今回の改定は、平成25年度の余剰金や国・県・広域連合が支出する財政安定化基金の取り崩しにより、前回の改定時よりも年間平均保険料の上昇を抑えております。次に、歳出につきましては、後期高齢者医療事業を円滑に行うための経費や広域連合への保険料納付金を計上しています。また、市民の健康を支えるための保健事業においては、一日人間ドック助成事業・長寿健診事業・訪問指導事業などの経費を計上し、医療費の適正化に重点を置いた予算編成としております。その結果、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ12億6,460万円といたしております。以上が概要であります。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（橋口洋平君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（平原志保君）

31ページ一番上、健康診査費のところの訪問指導事業についてお伺いします。こちら重複や頻回受診者を対象にということとされているみたいですが、今回50人を見込んでいるということですが、昨年の平成25年度のときも50人でよろしいでしょうか。

○後期高齢者医療G長（野村博昭君）

昨年も50人を見込んでおります。

○委員（平原志保君）

こちらで実際分かるかどうか分かりませんが、回られた効果というのは数字で出ているものなのでしょうか。

○後期高齢者医療G長（野村博昭君）

効果のほうは今ちょっと分かっておりません。

○委員（平原志保君）

今、お分かりならないということですが、例えば受診回数が適正な数に減らされたりとかそういったデータとかは取られたりはしているのでしょうか。

○後期高齢者医療G長（野村博昭君）

重複・頻回に回った方のレセプトを確認すれば、その回る前の病院にかかった回数とかとの比較はできると思いますが、これは国保連合会のほうにちょっと照会しないとちょっと分からないところでございます。

○委員（時任英寛君）

だから、今、平原委員がおっしゃったのは、効果があるかと言ったら、毎年同じ名前の人がそういう重複・頻回で出てくれば効果が出ていないということです。そこに同じ名前の人が出てこなければ効果が出ていると、このように認識していいですか。

○後期高齢者医療G長（野村博昭君）

昨年度の重複・頻回で、こちらで回った方と今年の方を比較して、その名前が出てこなければ効果があったということではないかと思えます。

○委員（時任英寛君）

だから結局、その改善がされたというのはそういうので見れるわけよね。レセプトの点検を国保連合会に照会しなくても。そういうしっかりとしたデータというものを持ち合わせて運営をしないといけないと思えます。それとこの部分については事業収入が63万7,000円入ってきますけれども、あくまでもこれは実績払いですか。

○後期高齢者医療G長（野村博昭君）

回数による実績払いでございます。

○委員（新橋 実君）

健康診査事業で3,400人を対象ということですが、全体人数というのは何人いらっしゃるんですか。

○後期高齢者医療G長（野村博昭君）

平成26年度は被保険者数を1万6,849人見込んでおります。この中で入院をしている方などはこの健診事業は受診する必要はございませんので、大体1万人くらいを対象にしておりますが、実際の案内を出すのは1万5,000人程度になります。

○委員（新橋 実君）

1万6,849人いらっしゃって、入院患者が6,000人いらっしゃるということですね。その中で1万5,000人に案内状を出すと。入院している方以外にはほとんど全員に出して、実際、毎年受けられるような方というのは何人くらいいらっしゃるんですか。

○後期高齢者医療G長（野村博昭君）

平成24年の実績数が3,027人です。25年の2月までの状況で3,350人受診されております。

○委員（前川原正人君）

後期高齢者の部分ですが、先ほどの説明の中で2年ごとに改定をするということで平成26、27年度の保険料の均等割額が3,000円、所得割率が0.27ポイント上昇して、賦課徴収限度額も55万円から57万円。ここの部分はまだ、なるであろうということで理解をするわけですが、年間の平均の保険料が1,449円の増で、大体これは押しなべての4万8,455円ということを見込んでいらっしゃるわけですが、所得階層区分ごとに見た場合、どういうふうに見込んでいらっしゃるのかお示しいただけますか。

○後期高齢者医療G長（野村博昭君）

所得に応じて各軽減があるわけですが、軽減の数は9割軽減の方が6,309人、8.5割軽減の方が4,509人、5割軽減の方が1,272人、2割軽減の方が807人で、1万2,897人の方がそれぞれの軽減を受けられる見込みでございます。

○委員（前川原正人君）

それと、今まで70歳になる方は1割負担だったんですが、この4月以降2割負担になるわけですが、これまで1割に据え置くために国側は国費として2,000億円を投入して抑えてきたという背景があるわけですが、そうなったときに療養給付費の負担金が普通12分の1拠出するというのが、これはもう法定割合ということで決まっているんですけど、そうすると、基盤安定拠出金というのが前、一般会計から法廷繰り出しとなるんですけど、そうなったときには支出の増加というの今後考えられるわけですか。

○保険年金課長（橋口洋平君）

今度、段階的に70歳から74歳までがということで、その辺は国保の部分になるところですが、その部分については国のほうは2割負担になることで抑制効果も出てくるのではないかとというような見方をしているようでございます。

○委員（前川原正人君）

国のほうは抑制効果ですけれど、一方から言えば、加入者にとっては負担増なんですよね。それはここで議論は出来ないわけですが、やはり今度はいわゆる一つの制度として、年齢でその保険の制度を囲っているという大きな問題があるわけですが、実際、決算書を見てみましても昨年の決算の被保険者数を見てみると1万6,271人ということで、今度は1万6,849人を見込んでいらっしゃると思っているんですけれど、ここの部分の算定根拠というんですか、こうなるであろうでしょうけど、また増減もあると思うんですが、その辺の考え方といいますか、基本的な部分でどうなのかという人数の動向というのはどうもできないんですけれど、そういうことに対しての伸びと言ったらいいんでしょうか。人間が増えればその分の給付費も当然増えていくのですが、その辺どのようにお考えなのか。

○後期高齢者医療G長（野村博昭君）

先ほど申し上げました1万6,849人というのは、保険料を算定するにあたって鹿児島県広域連合が示した数字でございますが、昨年の4月時点での後期高齢者の被保険者数というのが1万6,500人程度でございます。そうすると、それで毎月の年齢到達者が平均すると100人程度になります。逆に資格喪失、お亡くなりになるとかそういうのを考慮しますと大体月80人くらいの方がお亡くなりになりますので、実際のところは1万6,600から700人くらいになるのかと思います。実際、私のほうで現在の住基情報から年齢到達者を出しまして、毎月の年齢到達の方とその亡くなった方を比較したときに1万6,600人程度になりましたので、実際はそのくらいになるのではないかと思います。

○委員（前川原正人君）

先ほど、一方では年間平均の保険料が、これはおしなべた数だと思うんですが、年間4万8,455円になるであろうと。その平均保険料でみた場合、大体1,449円、約1,500円が負担増になるであろうと。今度は一方では、先ほどおっしゃった9割軽減、8.5割軽減、それから5割、2割となっていくんですが、それを比較した時にはどういう状況になると想定をされていらっしゃるんですか。その比較したときに、例えば、軽減のほう为上回るのか。それとも負担増のほう为上回るのかというのはどのように見越していらっしゃいますか。

○保険年金課長（橋口洋平君）

負担というのは後期高齢者に対する負担金ということですか。[「はい」と言う声あり] その額につきましては、国保と同じで、軽減分につきましては交付税措置されますので、その分については一般財源は一般財源なんですけれども、交付税措置がされていますので、軽減分につきましては、その額が国から入ってくると。交付税措置された分につきましては広域連合へ支出するというような格好になってくると思われまして、税等の一般財源を持ち出さなければいけないということにはならないと思われまして。

○委員（新橋 実君）

先ほどの検診で、2月末現在で3,350人されているということですが、なかなか病院に行くのも大変だという方も結構いらっしゃると思うんですけど、元気な方だとは思いますが、3,315万6,000円予算計上しているということなんですけれども、検査項目はどういったのをされているんですか。

○後期高齢者医療G長（野村博昭君）

検査項目につきましては、身長、体重、BMI測定、血圧、肝臓の疾患であるGOT、ガンマGPT、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、血糖値、尿中の糖及びタンパクの有無、これが標準的な項目でございますが、これに市独自で追加項目としまして、コレアチニン検査、アルブミン検査というのを付け加えております。

○委員（新橋 実君）

血圧以外はほとんど血液検査で分かるようなかたちですか。

○後期高齢者医療G長（野村博昭君）

そのとおりでございます。基本的には国保のほうで行います特定検診と同じ項目でございます。

○委員（新橋 実君）

実際この健診をされて、その後悪かったというようなことで入院をされた方もいらっしゃるんですか。

○後期高齢者医療G長（野村博昭君）

正確な数字というところは分からないんですが、その病院からの情報提供というのがございますので、その中で入院をしているという方はいらっしゃるみたいでございます。

○委員（新橋 実君）

やはりそこまで状況を掴んでいかないと、何のために健診をするのかというのが分からなくなりますので、執行部としてもしっかりと今後は掴んでいただいて、せつかく健診をするわけですので、今後はやっていただきたいと思います。

○委員（時任英寛君）

説明資料の30ページでございます。後期高齢者医療広域連合納付金、これについては被保険者保険料納付金と保険基盤安定負担金があります。延滞金1,000円というのもついておりますけれども、この保険基盤安定負担金というのは一般会計から繰入れをされた総額、これは交付税がしてあるのか、それとこの負担金の額の決定とか、均等割とか、実績割とか、そういうもので判定されるのか。それとも、単純に連合会のほうから一つの額を定めてこられるのか。

○保険年金課長（橋口洋平君）

保険基盤安定負担金の部分は国保と同じように、軽減をした分が交付税措置されて、その額自体は広域連合から軽減総額を言ってきますので、その分についてはお支払いをしているところでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほどちょっと言葉が足りなかったようでした。いわゆる一方では、法定軽減があるんですが、今度は均等割が4万8,500円が5万1,500円、3,000円上がると、所得割が9.05%から9.32%になると、それで限度額が57万円になると。これは必然的に加入者にとっては負担増というふうになると思うんですが、大体、全体でしかおしなべてしか見られない部分があると思うんですが、どれくらいの負担増というふうに見込んでいらっしゃいますか。

○保険年金課長（橋口洋平君）

県全体で保険料の増加が1,722名です。保険料の増加額が3,358万8,500円ということで、広域連合が試算しているようでございます。

○委員（前川原正人君）

今言われた3,358万8,500円という試算ですが、霧島市の負担増というのは押しなべて、この加入者数で割れば出るのでしょうかけれども、増減がありますので、これまでの過去の実績を見た時に、どれくらいという概算の数値というのは分かりませんか。

○保健年金課後期高齢者医療G長（野村博昭君）

今数字を出せませんので、後ほど出したいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第23号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前 4時 4分」

「再開 午前 4時 12分」

△ 議案第21号 平成26年度霧島市一般会計予算について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引続き会議を開きます。次に議案第21号 平成26年度霧島市一般会計予算会計管理部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○会計管理部長（邊田政弘君）

平成26年度 一般会計予算に係る会計総務管理事務事業の概要につきまして、御説明申し上げます。会計課では、収入・支出全般に係わる伝票等の審査事務と市税や公共施設等の使用料及び手数料、国・県等からの交付金や補助金などの公金を支払準備金として一定期間の預金運用をはじめ、将来の事業に充てるために積み立てております基金を、安全・確実かつ効率的な運用に努めながら、事務事業の執行に伴う支出に備えております。さらに収支見込額をよりの確に把握し、支払等で資金不足が生じないように、各部局等からの資金管理報告を1か月先までとするなど、精度の高い資金計画の策定に努めているところでございます。それでは、予算書87ページをお開きください。収入は、款21諸収入のうち項・目・節とも同一科目の市預金利子は、資金管理に基づいた預け入れ可能な歳計現金の預金運用に伴います利子収入で、近年における低金利の推移を考慮して500万円を計上いたしました。

歳出につきましては、103ページ、予算説明資料3ページをお開きください。目7、会計管理費、節12、役務費のうち手数料1,201万5,000円は、指定金融機関及び収納代理金融機関における窓口納付・口座振替納付等に係る取扱手数料などを計上いたしております。節13委託料1,300万円は、コンビニ収納業務や公共料金（電気料・電話料・水道料）の口座振替払い等に要する経費を計上いたしました。このほか、会計事務に要する経費を含めまして、会計管理費は前年度よりも23万6,000円増の2,746万2,000円を計上いたしております。以上で、会計課の概要説明を終わりますが、御審議方よろしくお願ひします。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（時任英寛君）

この予算というものには出てこないんですけど、広告封筒は現物で寄附をいただいております。これについては結局26年度の予算計上はされないんですけども、物品としては、受贈財産としてあるわけでございますけれども、大体どの程度を見込まれておりますか。

○会計管理部長（邊田政弘君）

ただいまの御質問の公用共通封筒の寄付関係でございますが、2種類ございます。一つは窓空き封筒、税務課とか収納課、保険年金課、その他のところで使っております。窓が空いた封筒。それと窓空きではない普通の公共用の封筒の2種類がございます。まず、公用共通封筒の寄付につきましては、平成20年度から現物給付を受けております。それで、平成25年度の実績といたしまして、中封筒と大封筒、数量にしまして、16万8,000枚、金額にしまして約210万円の削減をいたしております。窓空き封筒の寄付の受入れにつきましては、平成25年度から実施しております。主務課が税務課、保険年金課、健康増進課、長寿・障害福祉課等で主に使われるわけですが、この合計数量が44万4,000枚、金額にいたしまして、363万円の削減となっております。これは25年度の実績ですが、26年度につきましても同様の歳出削減が図られる予定でございます。

○委員（新橋 実君）

低金利の推移を考慮して500万円ということで預金利子を計上されておりますけども、この現金は幾らぐらいあるんですか。

○会計管理部長（邊田政弘君）

ただいまの御質問ですが、この金利に伴うものは先ほど説明しましたように、国からの交付金・税金等を収入として受け入れて貯金をしていくわけですけども、譲渡性預金という預金の種類になります。これが預けられるのが、1,000万円以上と日にちが7日以上になります。そこで、今年の

今日現在の実績ですけれども、4月1日から865億4,000万円の預金をしておりまして、それに伴う預金利息が582万401円、件数にしまして480件の預金をしております。ですから、金額的には例えば1億円であったり、2,000万円であったりとか、その時その時の収入によって1,000万円以上を7日以上積むということになります。

○委員（新橋 実君）

その中で本当に私の一般質問で支払いの工事請負等によりまして、以前より早くしていただいたということで、大分会計管理が煩雑になってきたのかなと思いますけれども、この23万6,000円はそういった形で増えてきたということで理解していいですか。

○会計管理部長（邊田政弘君）

今年度と前年度の差額は、指定金融機関、収納代理金融機関における手数料、それとコンビニエンスストアでの収納関係の委託料がございまして、コンビニ収納をしている関係で、それとコンビニ収納に25年度から交通災害共済ができるようになっております。そういった形で窓口収入のほうが減って、コンビニ収納が増えている関係で、23万6,000円の予算が若干増えているということになります。新橋議員が言われたそういう原因ではございません。

○委員（前川原正人君）

確認の意味でちょっとお聴きをしたいんですが、コンビニ収納になってから、大変収納率も大分上がってきたとことも見てとれる部分があるんですが、今現在どれぐらいのエリアが、どこでもOKというのが大前提ですが、小さいコンビニ、大きいコンビニ、大手がやっている所やら色々あるんですが、そういうふうに見た時に、コンビニの件数というのは、どれぐらいの量から入ってくると言いますか、利用ができるのかお示してください。

○会計管理部長（邊田政弘君）

コンビニですが、全国で展開しているチェーンで言いますと、18チェーンあります。その中には北海道のみやっているコンビニとか、そういったのもございます。霧島市内で取り扱いができるコンビニ、セブンイレブンとかローソン、ファミリーマート、いろいろあるんですが、これが市内では現在のところ54店舗あるというふうになっております。そういった関係で、市内のコンビニの取扱件数も増えていると思うんですが、やはり市外から県外の方々の税金とか、いろんなものの収納に非常に利便性があると、そういった意味から収納率の向上に繋がっているのかなというふうに思っているところです。

○委員（前川原正人君）

今、公共料金すべて100%コンビニ収納OKというふうにはなっていないと思うんですね。例えば下水道料金の納付とか、それらもなんとかできないのかということ等も聞いているわけですが、その辺は所管課との協議とかは今後必要になってくると思うんですが、その辺はどのようにお考えなんでしょうかね。

○会計管理部長（邊田政弘君）

今、御指摘のとおり、取り扱いできない部分があるんですが、現在のところ担当課のほうとは協議をいたしておりません。例えば下水道で申し上げますと、市民全体というものでなくて、国分・隼人地区の下水道と、牧園の特環等ございますので、そういった限られた部分の範囲ということからいきますと、やはり現在のところ指定金融機関、収納代理金融機関、それから市民サービスセンターとか、それぞれの総合支所の窓口の取扱いとかそういったものをやはり御利用いただけたらなと。そこをコンビニにしてしまうと、手数料のほうも若干上がってしまいますので、できればそういった形でお願いできたらと考えているところでございます。

○委員（中村満雄君）

説明の中で安全確実かつ効率的な運用に努めながらとありましたが、先ほどの金利ということで500万円、多分譲渡性預金というのが全額ですね。と言うことは、私は言葉でちょっとこだわりますが、効率的な運用ということではなくて、安全確実性重視ということによってよろしいですか。

むしろ効率的な運用よりも。

○会計管理部長（邊田政弘君）

この500万円の利息につきましては、申し上げましたとおり譲渡性預金で運用しておりまして、今現在で580万円ぐらいの預金があるんですが、公金にはあと基金のほうがございます、この基金につきましては大口定期預金で運用しておりまして、長いものは1年、5月の出納閉鎖が終わって決算が上がった段階でとり崩したり、その時点でまた積んだりといったようなことで、若干日数的には異なってくるんですけども、そういったものを大口定期預金で運用しているという状況でございます。

○委員（中村満雄君）

非常に安全確実、例えば1%であれば8億円だと、そんなことを考えながら数字を見ていたんですが、このように多額ですが、例えば町村議会議長会の妙なことがあったり、穴を空けてとかそういったことがあったんですが、不安とかそういったことを払拭するようなことは何かあるんでしょうか。

○会計管理部長（邊田政弘君）

そういった要件は今の段階でもありませんし、今後もそういった状況は出てこないのではないかと。そしてまた保険のほうも加入をしておりまして、状況によって、支払われる・支払われないの区別はありますけれども、公金の総合保険という市長会がやっている保険にも加入をしております。

○委員長（前島広紀君）

他にありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで会計管理部関係に対する質疑を終わります。以上で本日予定をしておりました審査をすべて終了いたしました。次の審査は3月17日午前9時から行います。本日はこれで散会します。

「散 会 午後 4時28分」